

# 官報 号外 昭和六十年六月七日

## ○第一百二回 参議院会議録第二十号

昭和六十年六月七日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十一号

昭和六十年六月七日

午前十時開議

第一 米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第二 半島振興法案(衆議院提出)

第三 国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

第四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

第五 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

第六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(内閣提出 衆議院送付)

第七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(内閣提出 衆議院送付)

第八 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求める件(衆議院送付)

第九 行政書士法の一部を改正する法律案(衆

議院提出)

第一〇 住居表示に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一一 米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出 衆議院送付)

一二 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

一二一 国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

一二二 著作物法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

一二三 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

一二四 借入金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

一二五 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

一二六 本日の会議に付した案件

一二七 請假の件

一二八 本日の会議に付した案件

一二九 本日の会議に付した案件

一二一〇 本日の会議に付した案件

一二一一 本日の会議に付した案件

一二一二 本日の会議に付した案件

一二一三 本日の会議に付した案件

一二一四 本日の会議に付した案件

一二一五 本日の会議に付した案件

一二一六 本日の会議に付した案件

一二一七 本日の会議に付した案件

一二一八 本日の会議に付した案件

一二一九 本日の会議に付した案件

一二二〇 本日の会議に付した案件

一二二一 本日の会議に付した案件

一二二二 本日の会議に付した案件

一二二三 本日の会議に付した案件

一二二四 本日の会議に付した案件

一二二五 本日の会議に付した案件

一二二六 本日の会議に付した案件

一二二七 本日の会議に付した案件

一二二八 本日の会議に付した案件

一二二九 本日の会議に付した案件

昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。竹下大蔵大臣。

〔國務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○國務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(趣旨説明)以下、議事日程のとおり

御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境には極めて厳しいものがあり、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定向上を図るために引き続き財政改革を強力に推進し、財政の対応力の回復を図ることが緊要であります。

このため、政府は、昭和六十年度予算におきまして御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境には極めて厳しいものがあり、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定向上を図るために引き続き財政改革を強力に推進し、財政の対応力の回復を図ることが緊要であります。

まず、昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(趣旨説明)以下、議事日程のとおり

御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境には極めて厳しいものがあり、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定向上を図るために引き続き財政改革を強力に推進し、財政の対応力の回復を図ることが緊要であります。

直しを行ふとともに、税外収入について、極めて厳しい財政事情にかんがみ、可能な限りその確保を図ることといたしております。

しかしながら、これらの措置をもってしてもなお財源が不足するため、昭和六十年度におきましては、特例公債の発行を行うこととするほか、国債費定率繰り入れ等の停止などをとらざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し述べましたうち、昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置として、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰り入れ等の停止、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例について定めるものであります。

次に、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、今後、国債の大量の償還、借りかえに円滑に対応するため、国債整理基金特別会計について所要の措置を講じようとするものであります。

本法律案は、発行及び償還をこの会計の歳入歳出外で行うことができるところとともに、翌年度における国債の整理または償還のため、借換国債を前倒し発行することができます。

また、政府に無償譲渡された日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式のうち売却可能分を、国債の償還財源の充実に資するため、この会計に帰属させることとするなどの措置を講ずることとしております。

最後に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、ただいま申し上げました政府に譲渡される無償譲渡された日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式のうち政府の義務保有分を、産業投資特別会計の資本の充実に資するため、この会計に帰属させることとするなどの措置を講じようとするものであります。

以上、昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(木村謙男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

大木正吾君

(大木正吾君登壇 拍手)

○大木正吾君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました三法律案について、中曾根総理並びに関係大臣に質問をいたします。国債の累積残高が百三十三兆円、その利払い費が歳出総額のほぼ二割に当たる十兆円近くに達し、社会保障費をも上回る事態に至りました。そして、福祉抑圧の反面、防衛費のみを突出させる予算を断じて許すわけにはまいりません。これまでの国会論議を通じて、財政再建にビジョンなき発言を繰り返してきた中曾根総理に対し、私は改めて将来の財政運営についての基本認識を問い合わせざるを得ないのであります。

第二次石油危機以後の自民党内閣、とりわけ中曾根内閣の経済運営は、言葉では内需拡大を唱えながら、現実には国民各層の負担増や福祉減退を顧みることなく、結果として国内需要を抑制し、外需依存の政策運営を行ってまいりました。それは、政府経済見通しにおいて、その実績が当初見込みに対し、常に外需の寄与度が増大してきたことに如実に証明されております。

その結果、対外経済摩擦に関しての米国議会の行動に象徴されることく、厳しい対日要求が打ち出され、市場開放策の早期実現の要求に加えて、純然たる国内政策であるべき内需拡大策の実行を海外から要請されるというふざまな状態に立ちはづいています。厳しい財政事情を理由に、財政面からの内需拡大策を講ずる余地がないというの

は、一行政事務官の発言ならともかく、一国の政

策運営の頂点に立つ總理、あなたの発言としては

余りにも無策、無責任と指摘せざるを得ません。

また、大蔵大臣、あなたは財政運営の責任者とし

てどう考えておられますか。

今必要なのは、それすらも実現することができなかつた機械的な赤字国債圧縮計画に固執して、

一般的会計を見せかけ粉飾し、後の世代や地方公共

団体に負担のツケ回しを行い、数字合わせをする

ことではないでしょう。事実上、死に体となって

いる財政再建計画を、経済実態に適合し、実効の

上がるものに組みかえ、その実現を着実に推進す

ことではないでしょうか。私はこのような立場に立つて質問を行いますが、まず總理、大蔵大臣の財政再建に対する基本認識を承りたいと考えます。

五十年度以降の赤字国債の大量発行下において、これまで政府が取り続けてきた行政改革の名のもとでの各種の措置によって、小さな政府による効率的な運営のもとで良質な行政サービスを供与するという当初の目的が達成されつつあると言えるでしょうか。現実は全く逆ではありませんか。去る五月十七日、各野党の反対を押し切って成立を見た補助金一括削減法に象徴されるよう、補助金そのものあり方や国と地方の財源配分を抜本的に見直すことをせず、ただ単に六十年度の国財政収支を合わせるためにきゅうきゅうとして地方への負担の肩がわりを強行するなど、国、地方の行財政の簡素合理化といふ行政改革の名のもとに、それまでかたく公約し、かつ各年度の特例公債発行の根拠法に法定してきました借換債発行の禁止規定を過去にさかのぼって削除することによりまして、建設公債と同様に借り

基金特別会計において行われるのであります。しかし、借りたがいまして、一般会計における新規財源補てんのための特例公債の発行は、六十五年度脱却を目指して減少させていくことができたいたしました。しかし、借りたがいまして、一般会計における新規財源補てんのための特例公債の発行は、六十五年度脱却を目指して減少させていくことができたいたしました。

基金の借りかねは、一般会計ではなく国債整理

基金特別会計において行われるのであります。しかし、借りたがいまして、一般会計における新規財源補てんのための特例公債の発行は、六十五年度脱却を目指して減少させていくことができたいたしました。

基金の借りかねは、一般会計ではなく国債整理

基金特別会計において行われるのであります。これが繰り返されるのであります。その結果、特例公債は最後の発行年度である昭和六十四年度からさらに六十年間も存在し続けることになったの

計において行われ、しかも六十年間にわたってこれが繰り返されるのであります。そのための特例公債の発行は、六十五年度脱却を目指して減少させていくことができたいたしました。

基金の借りかねは、一般会計ではなく国債整理

基金特別会計において行われるのであります。これが繰り返されるのであります。そのための特例公債の発行は、六十五年度脱却を目指して減少させていくことができたいたしました。

に基づく各種の税の軽減制度等々、経済的強者にして初めて利用できる制度はまさしく租税公平主義に反するものでありまして、これら不公平の源は、現行の税制度、そしてさらにゆがめてきた特別措置にあることは明らかであります。

重ねて申し上げますが、税制改革とは、国民の重税感の源となつてゐるこれらの不公平、不公正の根を断つことではありませんか。シャウブ税制の精神に立ち返つて租税特別措置を全廃し、改めて国民生活、国民経済の実態に即した政策税制に組み直すことが税制改革ではないでしょうか。そのための積極果敢な税務当局の行動がとられなければ、サラリーマンや正直に申告している中小企業にうつせきしている不満は爆発して、深刻な納税逃避運動に発展しないとい切れましまよろ。また、最近アメリカ政府は税制の画期的な改革を打ち出しました。所得税三段階、法人に関する特別措置の全廃がその骨格となっています。それらと関連し我が国の税制の見直しをどう進めるのかをあわせて、総理、大蔵大臣の見解をお伺いいたします。

財源確保法案では、特例公債の発行のほか、歳

出削減の一環として厚生保険特別会計への繰入額

を九百三十九億円削減し、将来これを繰り戻すこと

といたしております。つまり、同特別会計において生じた五十九年度の黒字分をそっくりそのまま一般会計に取り込み、その返済は後年度にといふことになります。この措置は、厚生保険特別会計に無利子の赤字国債がある時払いで引き受けさせるという安易な借金政策にすぎず、特例公債の減額努力の至らなさをここでも粉飾していると言わざるを得ません。問題はそればかりではありません。この特例会計の政管健保の勘定は、六十年度末において五千七百四十二億円の累積赤字を抱えているのであります。单年度において黒字が生じたからといふことで、これを直ちに一般会計に取り込んで費消してしまうということが許される事であります。

保険勘定において黒字が生じた

今後とも某年度の予算編成等におきましては、同じような考え方を立ちまして厳しい環境に立ち向かってまいりますが、また一面におきましては税の問題も出てきております。

しかし、税の改革というものは、御指摘のように、公平、公正等の原則を適用して新しい税の体系をつくるというので、増収を目的にやるものではないでございます。シャウブ税制以来の長い間の日本の税構造にひずみができる、あるいは不公平感、重税感が広がりつつございます。これらを一掃して、そして簡素な、公平な、公正な、選択を中心じた、民間活力を考えた税体系に変えたいこう、そういう考えを立ちまして、一つの長期的な問題、課題としてとらえてこれに取り組んでまいりたい、そのように申し上げておるところなのでございます。

次に、特例公債の借換債発行の問題でございますが、昨年の本院大蔵委員会における五十九年度財確法の審議の際、特例公債の借換債発行の問題についていろいろ議論させていただいたこともよく記憶しております。中期的に見まして、我が国の財政事情は極めて厳しい状況に置かれており、経済や国民生活への影響を考慮しつつ財政改革を進めていくためには、特例公債の借換債発行を行わざるを得ないと判断いたしたものでございます。まして、財政制度審議会における御審議を特にお願いいたしましたほか、関係資料を提出する等その後の御趣旨に沿って最大限配慮、努力をしてまいつたつもりでございます。

次に、五十九年度の財確法の附帯決議の検討状況でございます。

政府としても、この附帯決議を真剣に受けとめまして、財政制度審議会における御審議を特にお願いいたしましたほか、関係資料を提出する等その後の御趣旨に沿って最大限配慮、努力をしてまいつたつもりでございます。大蔵大臣からも御答弁がござります。

次に、税制改革につきましての御質問でござりますが、ただいま申し上げましたような観点に立ちまして行いたいと思つております。この際、レーガン大統領が提出いたしました税制改革案といふものについては大きな関心を持っておりまして、アメリカにおける議会審議の状況等も十分見守つて参考にいたしたいと思っております。率直に申し上げて、私は、今のような重税感あるいは公平感回復という面から所得税、法人税等の減税を行いたいと念願をいたしておるものでございまして、そういう観点を踏まえましても、今後いろいろ検討してまいりたいと思っております。

次に、電電株式の処理の問題でござります。

電電の株式は国民共有的資産であります。そういう意味におきまして、これを国民共有的負債である国債の償還財源とすることが適當である、そのように考えました。なお、電電株式会社法により既に國に帰属した株式の売却收入で株式会社の債務償還を行うことは、いわば補助金を交付するという形にもなります。そして新規参入者と競争上のアンバランスともなります。そういう意味におきまして、今回の改革の趣旨に反すると考えざるを得ないのであります。なお、電電株式の売却方法につきましては、今後、民間有識者等の意見も聞きながら、公正かつ厳正に、適切に対処してまいりますつもりであります。

財政政策の転換の御質問でございますが、サミットにおきましては、各國がインフレなき持続的成長を図る、このために財政金融政策を節度あるものにして財政赤字の克服、削減に向かって皆共通に努力する、そして民間活力の増大等を期して行うというような点が私たちの頭に残った政策であると思っております。現在の厳しい状況からいたしまして、このようなサミットにおける合意を踏まえまして、かつ対外経済問題諮詢委員会の諸提言も十分尊重いたしまして政策運営に当たりたい。もちろん今後とも内需中心の経済成長の達成も十分考慮してまいらなければならぬと

思っております。從来も、行財政改革を進めつつ、景気にはできるだけ配慮したところがございまして、六十年度の予算におきましても、一般公事業の事業費については前年度を上回る水準を確保しておるものなのでござります。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) まず、私に対する御質問の第一、第二は、財政再建に対する基本認識、そして昨年の大蔵委員会等での野党の追及に対してもの認識。これにつきましては総理からもお答えがございましたが、いずれにせよ歳出面においては、政府と民間の役割分担並びに国と地方の機能分担及び費用負担のあり方、これを見直すなどを踏まえ、連年の努力を踏まえて節減合理化に今後とも積極的に取り組んでまいらなければなりません。そして一方、歳入面においては、税制調査会等からの指摘、そして本国会等での御議論をして、連年の努力を踏まえて、税制調査会で今後御検討をしていただきつつ、税制全般にわたる広範な角度からの議論と検討を今後とも進めていくべき課題だと思っています。そういう考え方の上に立って、最終的に國会の議論等を伺いながら、幅広い角度から検討を進めていくべきだと考えます。

昭和六十五年度までに特例公債依存体質から脱却する、この努力目標達成には容易ならざるものとございます。しかし、今後とも各方面にわたつて最大限の努力を払つて、財政改革を強力に進めていかなければならぬと意識しております。

次は、前国会の批判に対してでございますが、私の脳裏にも強烈に焼きついております。御承知のとおり、我が国の財政事情は中期的に見ても極めて厳しい状況に置かれておりまして、こうした財政事情のもとで今後六十五年度脱却を目指して財政改革を具体的に進めていく、そうなると特例公債についても、当面、四条公債と同様、借換債の発行を行わざるを得ないということから、御指

拘なさいましたように政策転換を行つたわけあります。しかし、あくまでも特例公債は、本来その残高をできるだけ速やかに減少させることに努めべきものであります。おっしゃいましたとおり、六十年間にわたつて今後、子や孫やひ孫の時代にツケを回すという、そういう考え方を何とかぬぐい去つていくきりぎりの努力を払つて早期償還に努めてまいる所存であります。

それから財確法の附帯決議でござります。このときに私は大蔵委員会で正確にお答えをしております。「具体的な歳出削減計画とか、増税計画といったものを策定してお示しすることは無理だと思われますが、目標達成に至るいろいろな道筋についてどのようなものができるか、今後工夫してまいりたいと存じます。」、このようにお答えをしたわけであります。したがつて、その附帯決議に沿いましていろいろ考えてみました。結果として、財政改革を進めるに当たつての基本的な考え方、そして中期展望、これらを引き続き国会にお示しするということになつたわけであります。

しかし、新たに加わつたこととして、税制全般についての幅広い角度からの今後の検討、補助金のあり方についての抜本見直し、そして国債償還財源の充実に資するために電雷株式を国債整理基金へ三分の二帰属させる、そういう将来の方向といふものを少しでも明らかにしようという精いっぱいの努力が今回の法律案となって御審議いただく段階に至つたわけであります。そしてこの問題につきまして、さらに国債整理基金特別会計への繰り入れのあり方につきましては、これまで本附帯決議を踏まえ、財政制度審議会において御審議、御報告をいたいたいところであります。政府としてもその御趣旨等を踏まえて対処してまいる所存であります。

すと過少申告を行なう不誠実な納税者がいることとも事実であります。しかし、大多数の納税者は誠実に申告しているものという基本認識を立つております。したがつて、私どもといたしましては、課税の公平確保は税務行政における最も重要な課題だ、こういう認識の上に立ちまして、税務調査の充実、執行面における納税環境の整備、地方税当局並びに税理士会やら関係民間団体等との協力關係の確保、そして内部体制の整備、これらにきる限りの努力を重ね、実調率等も上げることによつて重ねて努力を進めてまいりたいと考えます。

それから我が国税制改革の基本方針、これは先般のレー・ガント提案と比較しての御意見を交えての御質問であります。

この問題につきましては、まさに既存税制の部分的な手直しにとどまらず、今こそ国民各層における広範な論議を踏まえつつ、幅広い視野に立て、直接税、間接税を通じた税制全般にわたる本格的な改革を検討すべき時期に来ている、この異例の指摘をまずいたしました。そこで、国会の議論等を踏まえつつ、公平、公正、簡素、選択並びに活力という基本的考え方をお示しておるわけですがござりますが、单なる増収を目的とするという点ではございませんが、まさに社会経済情勢の変化に即応する税制のあり方を国民的課題として取り上げておこなう、こういう考え方で対応してまいりたいと存知してない点もござりますが、また

な論議をすることは差し控えております。

lei-gan大統領の税制改正構想についての御意見がございましたが、これは現段階ではまだ詳細には承知していませんが、また

今月の財務省が提出しました税制改正案の基本的考え方方がおおむね盛り込まれておると思ひます。

そして今度の場合には、要するにアメリカ政府

が、連邦税収の九割を占めております個人所得税と法人所得税について、まさにこの制度の基本的な仕組みの変更を含む大胆な改革の方向を示した

ということは、非常に興味深く受けとめておると

局並びに税理士会やら関係民間団体等との協力關係の確保、そして内部体制の整備、これらにき

る限りの努力を重ね、実調率等も上げることによつて重ねて努力を進めてまいりたいと考えます。

それから重ねて努力を進めてまいりたいと考えます。

これは、非常に一般会計が厳しい状況のもと

で、一般会計から多額の給付費補助等を受けてお

ります。政管健保において単年度收支差が生ずることに着目をいたしまして、いわば会計間の繰り入

れの特例という調整措置としてこのことを願い

したといふことがあります。したがつて、この

問題については、あくまでも会計間の調整措置で

あるという事実認識に立つております。

次の定率繰り入れの問題でございますが、まさ

にやむを得ないと考えてお願いをしておるところ

でござりますが、やはりこの減債制度の根幹は将

來とお維持すべきものであるといふに考えて

おりまます。したがいまして、この問題、六十一年

度はどうするか。これは御指摘のように国債整理

基金の資金状況、これを見てみますと、確かに問

題はらんでおります。したがつて、この基本的

考え方踏まえながら、今後ぎりぎりの六十一年度

予算編成に対応して適切な処理を行うべき課題だ

と思っております。

次が電電株の売却問題であります。

それから今度は売却方法、公開のあり方といふ

問題、御意見を交えた御質問であります。

電電株式の売却収入の使途につきましては、国

会での御審議等を踏まえまして、予算編成過程に

おきました政府部内で検討を行いまして、先ほど

申し上げましたように、国民共有の資産を国民共

有の負債へと、こういう判断の上に立つて、この

売却可能分を国債整理基金特別会計に帰属させる

ことにしたわけですが、一方、政府保有の

義務づけられている株式につきましては、産業投

資特別会計に帰属させて、その配当金を技術開発

等に活用させることとしたところであります。そ

して、電電株式の売却方法、これにつきまして

は、これは何分初めてのこととござりますので、

今後、民間有識者の方々の意見等を聞きながら、

また国会での議論等を踏まえ、まさに厳正、公

正、適切に対応すべき課題であると思つております。

それから売却の方法についての一つの考え方があ

述べられました。今回の電電公社の民営化という

のは、将来の高度情報社会に向けて、事業の公共

性に留意し、民間活力を導入して事業經營の一層

の活性化を図ることを目的としておるわけでござ

りますから、その趣旨から見れば、政府がいつま

でも全株式を保有するのは望ましいことではない

といふ前提の上に立つております。

さて、具体的な売却時期はどうか。これは会社

の運営、経済の動向等を総合勘案して決定してい

く必要が有りますので、現段階で確たることを申

し述べることはこれはまさに困難でございます。

だから、今後こういう点を十分に検討を加えて、

適切な時期を模索していきたいというふうに考

るわけであります。そして、たびたび申しますよ

うに、いささかも国民に疑惑を抱かせることがな

いよう、また、いささかも国益を損ずることのな

いよう、まさに公正かつ適切な売却方法等につい

て慎重に検討をしなければならないと考えてお

ります。

次が内需問題であります。

我が国の経済は、設備投資等国内民間需要を中

心とする自律的拡大局面に今日ござります。他方

で我が国財政が巨額の公債残高を抱えておる、そ

ういう厳しい状況にあります。したがつて、内需

の拡大に財政が積極的な役割を果たすという環境

にはないと言わざるを得ません。總理からもお答

えがありましたように、先進国全体の考え方とい

うものは、ボン・サミットにおきましたが示され

ましたように、インフレなき持続的成長を維持す

る、そのための節度ある財政金融政策を維持強化

するといふことが日本についても私は必須の課題

であると考えるわけでござります。したがつて、

いろいろな御議論がござりますけれども、それそ

のものについては慎重に検討すべき課題であると

考へるわけであります。

以上をもつて私のお答えを終わります。(拍手)

〔國務大臣増岡博之君登壇、拍手〕

○國務大臣(増岡博之君) お答え申し上げます。

お尋ねの今回の措置につきましては、一般会計

が極めて厳しい状況のもとで、政府管掌健康保険

におきましては単年度收支差が生ずることに着目

いたしまして、特例的に会計間の繰り入れ調整を

行うものであります。この減額分につきましては、今後の財政状況を勘案して繰り戻しを行なうこ

ととしておりまして、政管健保の適正な運営を損

なうものではございませんので、御理解をいただ

きたいと存じます。



能をもたらす法律改正を行おうとしております。また、産投会計からの一般会計への繰り入れを恒久化するなどして、一般会計の財源補てん機能について政府はどのように位置づけようとしているのか、御見解を伺いたいと思います。

以上、提案されました三法律案につきまして質問をいたしましたが、その中には財政の帳じり合わせに腐心した勘定簿が多く含まれ、財政再建どころか後世に限りない負担を押しつけるものと言わざるを得ません。

以上の諸問題について總理並びに大蔵大臣の誠意ある答弁を求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 桑名議員にお答えをいたします。

まず第一は、財政改革の理念と評価の問題でございます。

先ほど申し上げましたように、五十年代におきまする二度の石油危機に遭遇いたしまして、国民经济も世界経済も不況のもとにさらされまして非常に厳しい財政状況になりましたので、前内閣から引き続いて今財政再建あるいは財政改革に懸命に努力しておるところなのでございます。与えられた条件のもとでは最善を尽くしておるつもりでございますが、しかし不十分である点も多々あると反省はしておりますところでございます。大体におきまして、六十五年度赤字公債依存体質から脱却するという大枠をつくりまして、その大枠を一つ一つ実現していくために毎年度具体的に一つ一つ物事を処理していくたいと思っております。

しかし、これらの厳しい財政事情のもとにおきましては、必ずしも理念どおり、あるいは理論どおりいかない点もございまして、ある程度の妥協を行いつつ、しかも急激なショックを避けていく。

金融や経済の問題につきましては急激なショック

が一番禁物でござりますから、そういう配慮をもちまして一つ一つ段階的に処理させていただいている。そういうことでございまして、単なるつきあわせとは考えておらないものなのでございます。

赤字国債の借換債発行の問題でございますが、厳しい財政事情のもとで、経済や国民生活への影響等も考えながら、特例公債についての借換債の発行を行わざるを得ない段階であると判断をいたしました。しかし、六十五年度赤字公債依存体質脱却に向かつては全力を注いでまいりましたつもりであります。これらも急激なショックを避けるという措置としてやむを得ざるものと御了承していただきたいと思うのでございます。

財政改革に対する認識と今後の進め方につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございましてけれども、歳出歳入全般を厳しく見直し、あるいは税外収入の確保、あるいはそのほか経済政策の運用等もましまして努力しておるとともでございます。赤字公債の依存体質からの脱却も、五十四年度におきましては、予算におきましては赤字公債依存が大体三四・七%依存しておったのですが、六十年度におきましては二二・二%に下りまいりまして、こういう面におきましてはやはり前進をいたしておりますものなのでございます。

それから六十年償還ルールの問題でございますが、今後、六十五年度赤字公債依存体質脱却を目指して財政改革を具体的に進めていくために、厳しい財政事情のもとで急激な変化を避けるために、特例公債についても、当面、四条公債と同様のルールにより借換債の発行を行わざるを得ないということになりましたのは遺憾でございます。しかし、特例公債は本来その残高ができるだけ速やかに減少させるよう努めていくべきことは御指摘のとおりでござります。今後の財政事情のもとにおきましても、できるだけ行わないよう努めること、そうして速やかにこれを減債させること

いう方向で努力すること、早期償還に今後も努力してまいります。

次に、公債償還財源についての具体的な計画ですが、現行の定率繰り入れ制度を維持することを基本として対処してまいりたいと思っております。

次に、短期国債の譲り受けと日銀引き受けの問題でございます。

短期の借換債も、償還のために発行される借換債の一種でありまして、発行額が償還額の範囲内という内在する歴史があります。国債償還の要増をもたらすことないと思います。また、その発行は適切な国債管理政策の観点から行われるべきということは御指摘のとおりでございます。今後とも短期の借換債を含め、日銀信用を現行以上に拡大する考えはございません。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

○國務大臣竹下登壇、拍手

國務大臣竹下登壇、桑名さんにお答えいただきます。総理からのお答えのあつた点、できるだけ重複を避けるようにお答えしたいと思います。

特例公債の償還ルールにつきましては、国会での御議論等も踏まえて、幅広い角度から検討を行なっていますとともに、財政審において議論を重ねていただきました。その結果が、当面、四条公債と同じく六十年償還ルールによることが、これは現実的な選択としてやむを得ないというふうに判断をしたものでございます。したがって、特例公債については、本来その残高をできるだけ減らすことをめざせるよう努めていくべきであるということは申すまでもないことございますので、この特例公債将来にわたり六十年かけて償還するということではなくて、今後の財政事情の中では、努力規定の趣旨を踏まえ、可能な限り早期償還のための努力を続けなければならないと考えております。したがいまして、最大限の努力を重ねて、六十年度予算編成も発行額そのものを一兆円減額するということにしたわけであります。今後も

とも毎年毎年の努力の中で財政改革の推進に全力を挙げなければならぬと思ひます。それから今後の国債償還額は巨額なものとなる見通しであります。今後の償還財源の確保については現行の定率繰り入れ制度を維持することを基本とする、この考え方方はいつまでも持つべきであると思つております。それで、公債の残高については、特例公債は本来その残高ができるだけ速やかに減少させるよう努めていくべきものであることは言うまでもありません。したがつて、先ほども申し上げましたように、将来にわたり六十年というものの償還方法を定着させようというようなことは考えておりません。

ただ具体的に、では今からその計画を示すということになりますと、なかなか困難な問題があるわけであります。公債残高の対GNP比は、これまでのようない上昇をさせるようなことのないようできるだけ低い水準にとどめる。そうして今度はどの程度対GNP比というものをめどにするかということになりますと、経済情勢や財政事情に不确定な要素が多いために、具体的な数字で示すことは非常にこれは困難な問題でござります。したがつて、毎年着実に発行の縮減を図るといふところから始めていって、公債残高の対GNP比の上昇テンポをまず落として、次は可能な限りそれを引き下げる方向に向つた长期の努力を要することであらうと思うわけであります。

それから定率繰り入れを四年も連続停止したではないか、これは国民に不安の念を抱かせると。確かに、やむを得ざる措置として御理解を賜りたいと思います。やはり減債制度といふものは国債の国民に対する信託を維持するためのものでござりますので、したがつて今後の問題ということになりますと、それこそ六十一年度以降の償還財源の確保について、現行の定率繰り入れ制度を維持することを基本として、そしてまた将来にわたり株式等の売却可能分を国債整理基金専会に帰属さる償還財源の充実に資するためには、今般の電電公社

せていただくことでお願いしようど、こういふことになつておるわけであります。

しかしながら、その次の問題は、電電株式とかたばこ株式の国債整理基金特会への帰属というものができますれば、言つてみれば定率繰り入れ停止といふことに對してイメージになるではないか、こういう御指摘であったと思います。

しかし、やはり何回も申し上げますように、総合減債制度の基本、この基本は維持していくべきであるというふうに考えておるわけであります。それで、この電電株式の売却収入等を将来の国債償還財源に充てるということは、国債の償還を進める上で大変心強い支えとなることは言うまでもないことですが、それとも、電電株式の売却につきましては、一体、株式市場にどのような影響を与えるのか、いろいろな角度から慎重に進めいく必要がございますので、したがつて現段階でそれを確たる見通しとして申し上げることは困難な点が多いといふことがあります。六十一年度以降、やはりこの定率繰り入れの取り扱いは、まさにそのときどきの財政状況と国債整理基金の資金状況、これらを考慮しながら現行の減債制度の仕組みを維持していくといふ基本認識の上に立つて対応すべき課題であると思つております。それから短期国債についてお触れになります。

預金金利の自由化につきましては、目下、CDの発行条件の弾力化、MMCの導入等大口預金から着実に実施しております。短期の借換債の発行が金利の自由化や金融市场等へ与える影響は、その具体的細目によつて異なつてくると考えられますけれども、これについては法案の成立後、金利が影響に配慮して、関係方面的意見も十分聞きながら検討することとしておるわけでございます。それから次が、国債管理政策にもつときちんととした確固たる方針を立てよという御指摘でござい

ました。

五十年度以降大量に発行された国債の満期が到来するということになりますので、大量の国債の償還と共に伴う借換債の発行、消化、これを先ほども申しましたように市場への影響、これらに配慮して国債管理政策を行っていくということは大変重要な課題でございますので、これまでも巨額の国債が発行、消化、流通などの各局面において国民経済に円滑に受け入れられるよう、発行条件の彈力的改定とか国債の種類及び発行方式の多様化、これらに工夫を重ねてまいりました。

そこで、新たに金融機関におきまして五十八年からは国債の窓口販売、それから五十九年六月からわゆる国債のディーリング業務が開始され、これらによつて今後一層の円滑な消化が図られるとの期待が持てるといふふうに考えておるわけであります。国際管理政策の基本は、やはり新規財源債の発行額を縮減していくということを基本に考えていかなければなりません。その上で、その市場の条件等を的確に把握して機動的に弾力的に対応していくたい。そこで、この短期の借換債の発行や年度を越えた借換債の前倒し発行といった新たな方策を六十年度から実施ができるよう、いわば制度改正の法律案を今お願いしますように、いわば制度改正の法律案を今お願いします。

それから会計年度独立の原則といわゆる短期借換債との問題についてであります。

財政法第十二条はいわゆる会計年度独立の原則を定めております。これはいかなる例外も認められないものではなく、合理的な理由があれば年度越えの措置をとることも可能であるとされておりますが、緩越制度等の例外がそれどころか年度越えの措置をとることも可能であるとされておりません。これがいわゆる会計年度を越えて、他の収入と合わせて、この会計の投融資財源として技術開発等に活用するといふのが基本であるといふように申し上げます。

産投会計に帰属することになるこの株式配当金の計算に帰属するところに、この株式がこの会社に帰属する、今後、原資の充実がそれによって受け入れられて、他の収入と合わせて、この会計の投融資財源として技術開発等に活用するといふのが基本であるといふように申し上げます。

しかるに、最近、その財政再建、経済運営の方策をめぐって、行政改革、緊縮財政万能論と、行革潮上げ、経済拡大万能論という両極端の議論が展開され、政府・与党内にすらコンセンサスが得られず、有効な予算編成や経済運営の確実な方向が見出されないことはまことに遺憾と言ふばかりではありません。前者の論をとれば、経済の縮小均衡につながり、不況と国民生活の停滞と

して特に問題があるといふふうには思っていないところであります。

それから短期国債の発行の歴史の問題と日銀引き受け。このことは、まさに私どもいたしましては、短期の借換債にはその発行額が償還額の範囲内に限られるという内在する歴史が一つあるわけです。したがつて国債残高の累増をもたらすものではない。そして、実際の発行に当たつては、國債管理政策の適切な運営という観点からこだきます。

以上でお答えを終ります。(拍手)

○議長(木村陸男君) 柄谷道一君。

○柄谷道一君 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となりました昭和六十年度の財源確保特別措置法案等三法案に關連し、まず政府の財政運営全般について、總理並びに閣僚各大臣の御所見を伺います。

昭和五十九年度末、我が国が抱えている国債発行残高は約百二十兆円にも達し、その利払い等の国債費は六十年度予算ではついに社会保障費の総額を超えて、これが大きく財政を圧迫しております。このような事態を今後も放置し続けるならば、財政の弾力的対応を阻害し、民間資金の縮め出しや財政インフレを招いて我が国の経済に混乱をもたらすばかりか、早晚、大増税を余儀なくされ、臨時答申の二大目標である「活力ある福祉社会の建設」と「国際社会に対する積極的貢献」を根底から崩壊させるおそれのあることを憂えるものであります。

しかるに、最近、その財政再建、経済運営の方策をめぐって、行政改革、緊縮財政万能論と、行革潮上げ、経済拡大万能論という両極端の議論が展開され、政府・与党内にすらコンセンサスが得られず、有効な予算編成や経済運営の確実な方向が見出されないことはまことに遺憾と言ふばかりではありません。前者の論をとれば、経済の縮小均衡につながり、不況と国民生活の停滞と

いう五十五年以来証明済みの失政を繰り返すだけであり、後者の論は、それでも実効を上げていない行政改革をつぶし、その行きつく先は大増税しかないからであります。今、政治に携わる者に求められているのは、財政破綻の原因を客観的に駁別し、それに基づいて有効な対応策を速やかに確立することであります。

私は、財政赤字の要因は、高度経済成長時代が終わりを告げたにもかかわらず、行財政の改革を怠って経常支出の増大を続けてきたことと、中期的視野を欠く単年度単式簿記的発想で予算の帳じり合わせにのみ終始し、我が国の潜在的経済成長を引き出せなかつて経済財政運営の失敗が複合したものであり、両者を短絡的に混同させることなく、これを並立させる政策の展開こそ求められてゐると思うものであります。河本国務大臣のしかとした認識を明らかにしていただきたい。

総理はこれまで幾たびか、「協調路線を踏襲している政府としては拡大均衡といふわけにはいかない」との見解を明らかにされてゐるが失礼ながら、これは財政破綻の要因を混同し、行財政改革の本旨を忘れたものと申うかはりません。

総理は、去る四月九日の対外経済対策についての記者会見の席で、「貿易は拡大均衡でなければならぬ」旨の発言をされていましたが、貿易についての拡大均衡についてはその必要性を認め、かつそれを達成しようとするにもかかわらず、国内の経済財政においての拡大均衡は頭から否いられない」との見解を明らかにされてゐるが失礼ながら、これは財政破綻の要因を混同し、行財政改革の本旨を忘れたものと申うかはりません。

行革与党をもつて任する我が党は、もちろん肥大化した行政機構を簡素合理化し、効率的な仕事減らし、人減らしによって行政コストを減らすために今後も全力を傾ける決意であります。これと並行して積極経済政策を採用することは何ら相矛盾するものとは考えておりません。総理は今も

終わりを告げたにもかかわらず、行財政の改革を怠って経常支出の増大を続けてきたことと、中期的視野を欠く単年度単式簿記的発想で予算の帳じり合わせにのみ終始し、我が国の潜在的経済成長を引き出せなかつて経済財政運営の失敗が複合したものであり、両者を短絡的に混同させることなく、これを並立させる政策の展開こそ求められてゐると思うものであります。河本国務大臣のしかとした認識を明らかにしていただきたい。

具体的数字の裏づけのない計画はおよそ計画といふ名に値せず、目標達成のための計画なき公約は空理空論にしかすぎません。私は、予算委員会において政府に対し、今後あるべき経済財政の目標値や政府の政策選択を具体的に盛り込んだローリングシステムによる中期経済計画並びにそれと緊密に連携するよう要求し、みずからも中期経済財政計画の骨格と政策方針を提示するとともに、与野党間でこの問題について真剣に討議を深めるため、財政の中期展望の主要経費別内訳を提出するよう求めました。しかし、総理は、民間活力の活用を声高に述べるだけで、政府の政策選択に言及することを意図的に回避し、その中期的視野を全く示さず、今後の財政再建のための具体的計画や対処方針を何ら明らかにしないまま、今年度も財政特例法等によって見せかけの帳じり合わせをしておきます。

また、昨年末の与野党予算案折衝の際に自民黨の藤尾国務大臣も前向きの検討を約されているにもかかわらず、我々の要求した資料の提出を拒んでおりません。私は、財政再建にかかる与野党間の本格的政策協定の扉を大きく開こうとはしておりません。私は、先見性と実効性を持たず、ただ、増税なき財政再建とか六十五年度赤字国債脱却という公約を並べ立てておられる姿勢は無責任であり、国民に将来に対する不安感、不透明感を与え、民間の経済

活動に対する足かせとなり、今後の持続的な適正成長の実現を妨げるおそれがあると指摘するものをお考えでしょうか、総理の明快な御説明をいただきたいと思います。

同時に、財政赤字要因を駁別する上に立つて、大幅所得税減税や投資減税の実施、公共投資の拡充、住宅減税の充実などの積極的経済政策を推進し、もって増税なき財政再建を達成しようとすると我が党の提唱をどのように評価されているのか、総理及び大蔵大臣、河本国務大臣の見解を求めておきます。

次に、中期経済財政計画について伺います。が、それは六十年度においても、政管健保の国庫において政府に対し、今後あるべき経済財政の目標値や政府の政策選択を具体的に盛り込んだローリングシステムによる中期経済計画並びにそれと緊密に連携するよう要求し、みずからも中期経済財政計画の骨格と政策方針を提示するとともに、与野党間でこの問題について真剣に討議を深めるため、財政の中期展望の主要経費別内訳を提出するよう求めました。しかし、総理は、民間活力の活用を声高に述べるだけで、政府の政策選択に言及することを意図的に回避し、その中期的視野を全く示さず、今後の財政再建のための具体的計画や対処方針を何ら明らかにしないまま、今年度も財政特例法等によって見せかけの帳じり合わせをしておきます。

最後に、来年度予算編成、内需拡大の二点についてお伺いいたします。

まず第一に、来年度予算編成に向けての概算要求基準の策定に際し、政府は、今年度の場合と同様、経常部門マイナス一〇%、投資部門マイナス五〇%の方針で臨まれるのか否か、またその際例外項目は設けるのか、設けるならばその対象は何ですか、さらには来年度の定率繰り入れ等は行う方針な

理、大蔵大臣、通産大臣、河本大臣のお考えを承ります。

また、いわゆる無税国債の発行についての総理、大蔵大臣、河本大臣のお考えをあわせてお伺いいたします。

以上について、政府の率直かつ誠意ある答弁を求め、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 柄谷議員にお答えをいたします。

関係大臣が多うございますから、要点をお答えいたします。

まず、財政赤字の原因の御質問でござりますが、やはり二度にわたる石油危機によって世界経済及び我が国経済が冷えてまいりまして、成長が低下し、税収の伸びが大幅に鈍化したというこ

と、それからいわゆる福祉元年に象徴される社会

保障等の公共サービスの拡充がたまたまこの時期に遭遇して、当時見通した予定収入の激減が出てきたという点等が大きな原因ではないかと思いま

す。近年におきましては歳出を極力抑制してきておりますが、これらは結果、公債残高累増、結局、公債の利払い費の急増ということが新たな歳

出増加の大きな要因になつておりまして、財政体

質の改善を困難にしてきているというふうに考え

ております。そこで、これらの結果、公債残高累増、結局、公債の利払い費の急増ということが新たな歳

出増加の大きな要因になつておりまして、財政体

質の改善を困難にしてきているというふうに考え

ております。

次に、積極経済政策と行政改革の両立の問題でござりますが、政府といたしましては、行財政改

革を強力に進めるに同時に、その枠内におきまし

て内需中心の経済成長の達成を図つていくということは矛盾するものとは考えておりません。今後とも景気動向等に応じまして適切かつ機動的な経済運営を図つておられる所存でござります。

次に、対外経済政策の問題でござりますけれども、やはり保護主義の抑止、貿易の拡大均衡を目指して内需中心の持続的成長を図る、それと同時に、我が国市場へのアクセスの一層の改善、輸入

ドル高の是正を主張していく。こういうように総合的な政策として内外政策を調和させて行うべきものであると考えます。

民社党が御提唱なさっておりまする積極経済政策への所感でございますが、ただいまのような行財政改革の理念のもとに適切に行なうことは、私は価値あることであると考えておるのでございま

す。  
次に、増税なき財政再建及び六十五年度赤字公債依存体質脱却の中期計画の問題でございます。六十五年度までに特例公債依存体質から脱却するという努力目標の達成は容易ならざるものでございますが、我々は懸命に努力してまいりたいと思つております。歳出歳入の総合的な見直し、あるいは税外収入の確保、適切な経済運営、民活、こういうようなもの幅広くあらゆる角度から複合的に行いまして努力してまいりたいと思ひます。

なお、増税なき財政再建は財政改革の基本理念であると考えており、財政改革を進めるに当たつては、この理念の果たしてきている役割を念頭に置きつつ対処してまいります。

中期経済計画の問題につきましては、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」を策定いたしました。この中におきましては、事態の変化と時代の要請に適合した柔軟なローリングプラン的な考え方方に沿つて毎年見直しを行う、そして内容をより具体化していくことを決めておるところでございまして、今後ともこの線に沿つて努力してまいります。

中期財政計画につきましては、政府におきましても、中期展望及び仮定計算例等を国会に提出して御批判をいただいておるところでございます。歳出歳入の各項目のあるべき水準や国民負担率等の目標値を含んだ定量的な財政計画の策定は、経済全体が流動的である中で極めて困難であると考

えております。  
概算要求の問題でございますが、我が国を取り巻く環境は依然として厳しい。高齢化社会あるい

は国際社会に対する責任の増大等もございます。  
そういう意味におきまして、財政の改革を強力なものであると考

えます。  
民社党が御提唱なさっておりまする積極経済政策への所感でございますが、ただいまのような行財政改革の理念のもとに適切に行なうことは、私は価値あることであると考えておるのでございま

す。  
次に、増税なき財政再建及び六十五年度赤字公債依存体質脱却の中期計画の問題でございます。六十五年度までに特例公債依存体質から脱却するという努力目標の達成は容易ならざるものでございますが、我々は懸命に努力してまいりたいと思つております。歳出歳入の総合的な見直し、あるいは税外収入の確保、適切な経済運営、民活、こういうようなもの幅広くあらゆる角度から複合的に行いまして努力してまいりたいと思ひます。

なお、増税なき財政再建は財政改革の基本理念であると考えており、財政改革を進めるに当たつては、この理念の果たしてきている役割を念頭に置きつつ対処してまいります。

中期経済計画の問題につきましては、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」を策定いたしました。この中におきましては、事態の変化と時代の要請に適合した柔軟なローリングプラン的な考え方方に沿つて毎年見直しを行う、そして内容をより具体化していくことを決めておるところでございまして、今後ともこの線に沿つて努力してまいります。

中期財政計画につきましては、政府におきましても、中期展望及び仮定計算例等を国会に提出して御批判をいただいておるところでございます。歳出歳入の各項目のあるべき水準や国民負担率等の目標値を含んだ定量的な財政計画の策定は、経済全体が流動的である中で極めて困難であると考

えております。

概算要求の問題でございますが、我が国を取り巻く環境は依然として厳しい。高齢化社会あるい

は国際社会に対する責任の増大等もございます。  
そういう意味におきまして、財政の改革を強力なものであると考

えます。  
民社党が御提唱なさっておりまする積極経済政策への所感でございますが、ただいまのような行財政改革の理念のもとに適切に行なうことは、私は価値あることであると考えておるのでございま

す。  
次に、増税なき財政再建及び六十五年度赤字公債依存体質脱却の中期計画の問題でございます。六十五年度までに特例公債依存体質から脱却するという努力目標の達成は容易ならざるものでございますが、我々は懸命に努力してまいりたいと思つております。歳出歳入の総合的な見直し、あるいは税外収入の確保、適切な経済運営、民活、こういうようなもの幅広くあらゆる角度から複合的に行いまして努力してまいりたいと思ひます。

なお、増税なき財政再建は財政改革の基本理念であると考えており、財政改革を進めるに当たつては、この理念の果たしてきている役割を念頭に置きつつ対処してまいります。

中期経済計画の問題につきましては、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」を策定いたしました。この中におきましては、事態の変化と時代の要請に適合した柔軟なローリングプラン的な考え方方に沿つて毎年見直しを行う、そして内容をより具体化していくことを決めておるところでございまして、今後ともこの線に沿つて努力してまいります。

中期財政計画につきましては、政府におきましても、中期展望及び仮定計算例等を国会に提出して御批判をいただいておるところでございます。歳出歳入の各項目のあるべき水準や国民負担率等の目標値を含んだ定量的な財政計画の策定は、経済全体が流動的である中で極めて困難であると考

えております。

概算要求の問題でございますが、我が国を取り巻く環境は依然として厳しい。高齢化社会あるい

は国際社会に対する責任の増大等もございます。  
そういう意味におきまして、財政の改革を強力なものであると考

えます。  
民社党が御提唱なさっておりまする積極経済政策への所感でございますが、ただいまのような行財政改革の理念のもとに適切に行なうことは、私は価値あることであると考えておるのでございま

す。  
次に、増税なき財政再建及び六十五年度赤字公債依存体質脱却の中期計画の問題でございます。六十五年度までに特例公債依存体質から脱却するという努力目標の達成は容易ならざるものでございますが、我々は懸命に努力してまいりたいと思つております。歳出歳入の総合的な見直し、あるいは税外収入の確保、適切な経済運営、民活、こういうようなもの幅広くあらゆる角度から複合的に行いまして努力してまいりたいと思ひます。

なお、増税なき財政再建は財政改革の基本理念であると考えており、財政改革を進めるに当たつては、この理念の果たしてきている役割を念頭に置きつつ対処してまいります。

中期経済計画の問題につきましては、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」を策定いたしました。この中におきましては、事態の変化と時代の要請に適合した柔軟なローリングプラン的な考え方方に沿つて毎年見直しを行う、そして内容をより具体化していくことを決めておるところでございまして、今後ともこの線に沿つて努力してまいります。

中期財政計画につきましては、政府におきましても、中期展望及び仮定計算例等を国会に提出して御批判をいただいておるところでございます。歳出歳入の各項目のあるべき水準や国民負担率等の目標値を含んだ定量的な財政計画の策定は、経済全体が流動的である中で極めて困難であると考

えております。

あります。  
それから建設国債等に対するこれはまさに御意見を交えた御質問でございました。  
が、公共投資等の景気拡大効果は、近年、経済社会構造の変化等から低下していると考えられており、その財源を建設公債の増発によることとすれば、金利の上昇要因となつて、かえつて景気悪化を招く恐れがあります。  
では、六十一年度の財政状況あるいは国債整理基金の資金状況等を考慮する必要がありますが、現行の減債制度の仕組みを維持するといふ基本的な考え方を踏まえて適切に対処したいと思ひます。

公債の減額の問題でございますが、これにつきましては、六十五年度特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引き下げという努力目標のもので、最大限の努力を積み重ねてまいります。今後の財政事情等諸般の情勢を総合的に勘案いたしまして、公債の減額については努力してまいります。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

【國務大臣竹下登君登壇、拍手】  
○國務大臣(竹下登君) 財政赤字の要因は何ぞと。これは総理からもお答えがございましたが、私は財政制度審議会から五十九年の一月にちょうどいましました。答申に表現がよくあらわされておりました。【國務大臣竹下登君登壇、拍手】

さらに、輸出課徴金の問題でございますが、輸出課徴金構想については、自由貿易にもとる措置であること、変動相場制のもとでは所期の効果を達成し得るか疑問であること、これを日本がやる

うという空気が出てくると、米国側において輸入課徴金を先にやるうという導入の引き金となるおそれがあること、輸出に依存している中小企業に対する甚大な影響を及ぼすおそれがある等の問題があります。これを導入する考えはありません。

輸入促進税制につきましては、現行の法人税制は何らの内外の差別を行つてはおらず、現行制度が輸入面における障害となつておるとは考えておりません。税制面における特別措置によつてどれほど輸入拡大効果があるかは疑問の点もありまし

て、一刻も早く対応力の回復を図ることが必要で

あります。  
それから建設公債の増発でございますが、確かに最近は景気拡大効果は落ちてきておりますが、これのものが一時的に税収増を見込めるということでも十分承知しております。しかし問題は、一度それだけを増発いたしますと、それが定着した場合に、やはり一時的な増収のほかの、残高としてはやはり後世代に三・七倍の負担を負わすことになるという点に留意しなければならないと思うわけあります。

それから財政再建計画の問題、具体的な手順、

これはもう国会のたびたびに御指摘いただくところでござります。したがつて、一生懸命これは勉

強いたしてみました、半歩でも一步でもそうしたものを出したいた。しかし結果として、なかなかこのことは、経済が流動的な中でその一部分であります財政の面において定量的なものを出すのは非常に難しい問題でございます。しかし、いろいろな角度から、法律を改正したり、あるいは今までお願いしておりますいわゆる電電株の売却益の処理の問題でありますとか、あるいは今後の税制改正の問題でありますとか、そういう方向を明示することによって、少しでも御要請に応じていく努力はこれからもしなければならないというふうに考えておるところでございます。

それから財政操作によっていわゆる赤字隠しをやっているのじゃないかと、こういうことでございます。

やはり予算をつくります際にましては、「言つてみれば、それぞれの施策をめぐる状況からして、各種会計間のいわば調整措置とかいうようなことはこれは通常行われるべきことでござります」ともは考えておりません。

それから六十一年度予算のシーリング問題についての御質問でございました。

これはまだ決めたわけではありませんが、總理からもお答えがありましたように、いずれにしても容易ならざる六十五年度までの特例公債依存体質からの脱却、そして公債依存度の引き下げに努めるということになると、これは厳しい厳しいものにならざるを得ないというふうに考えております。

さらに、その際の定率繰り入れ問題でありますが、いわば国債整理基金の資金状況等を考慮する必要がございます。それで、減債制度の仕組みは基本的に維持するという考え方で、ぎりぎりの際には決定すべき問題だというふうに思つておるわけであります。

それから特例公債の一兆円減額、これも決めたわけではありませんが、御案内とのおり、単純

平均いたしましても一兆一千五百億円ずつ、機械的に計算すればそういうことになります。したがつて、今決めたわけではありませんが、いわばこのことは、経済が流動的な中でその一部であります財政の面において定量的なものを出すのは非常に難しい問題でございます。しかし、いろいろな角度から、法律を改正したり、あるいは今までお願いしておりますいわゆる電電株の売却益の処理の問題でありますとか、あるいは今後の税制改正の問題でありますとか、そういう方向を明示することによって、少しでも御要請に応じていく努力はこれからもしなければならないというふうに考えておるところでございます。

それから輸出課徴金の問題は總理からお答えが

ありましたが、私の角度から、変動相場制のもと

では輸出抑制の効果を達成し得るかどうか疑問だ

という議論も一つ加えておきます。

それから機械に対する輸入促進税制、これもい

わゆる内外平等の議論というものから考えました

とき、税制上などむかづらかという問題がござ

ります。それから仮に一度導入しますと、その改

廢をめぐって相手国と申しますか、外国からいる

いる介入がなされるという可能性というものも留

意しておかなければならぬ問題だと思います。

それから無税国債の問題がございました。

この無税国債というのは、一般的に無税国債と

言われますが内容はいろいろあるかと思いま

す。要するに問題は、相続税の負担の公平を著しく失うこと、相続税というものに対する考え方が

優遇措置として念頭にあつたとすれば、これは我

が國の相続税は児孫のために美田を買わざ式な思

想がありますだけに、この相続税負担の公平を全

く失することになる。それから相続税の意図的な

回避手段となる、だから相続税の根幹を崩すと。

それからもう一つは、国民に与える印象として、

アングラマニー保有層を対象に國が施策をとると

いうことになりますと、これは国民全体に与える

印象というのはよほど注意しなければならぬ問題

だと思います。

消化面での問題では、金利で魅力をつけて大量

発行、消化すれば、今度は他の金融商品とのいわ

ば急激な資金シフトが起こってしまうというよ

なこともあります。今度は少量にとどめたらど

うかという意見もございますが、そうすると、だ

れが買つかと、いわゆる國民全体の中からは不公

平感が出てまいります。それから國債に向かう総

昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、國債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

表になりました対外経済問題諮詢委員会の報告書

において、この内需中心の経済運営のための手段として、公的規制の緩和でございますとか、週休二日制の一層の普及、あるいは公共的事業分野への民間活力の導入による重点的、効率的な社会資本の整備、あるいはまた貯蓄、消費、投資のバランスを図る観点からの税制の見直し、この四つの点を挙げております。政府といたしましては、この提言を最大限に尊重いたしまして今後の経済運営に当たってまいりたいと考えております。

それから最後に、ローリングシステムによる中期計画を策定、提示する用意はないかという御質問でございますが、昭和五十八年に決定いたしました「一九八〇年代経済社会の展望と指針」におけることは、事態が流動的でございますため、今後は、我が國経済社会の基本的な展望や政策運営の大きな方向を示していくにとどめております。

この指針は、事態がございましたので簡単に申し上げます。

○國務大臣(金子一平君) 柄谷さんにお答え申

し上げます。

財政赤字の原因につきましては、既に總理、大

蔵大臣からお話をございましたので簡単に申し上げます。

さて、景気回復のために財政が積極的な役割を果

たした、これが一番大きな原因であると私は考え

ております。

次に、行政改革と積極経済政策の並立が必要と

思われるが、一つは、國民に与える印象として、

内需主導型の持続的経済成長の達成を図っていく

ことが最も大切であると考えております。かよう

う点から申しますすると、経済の潜在的な活力を十

分發揮させて、物価の安定基調を維持しながら、

収支の不均衡の是正を図り、世界経済への積極的

貢献、あるいは国民生活の質的向上を図るとい

うことです。これが、國民全体に与える

印象というのはよほど注意しなければならぬ問題

だと思います。

次に、民社党の積極経済政策をどう評価するか

という点でございますが、お話を点はしかと承つ

て心に受けとめております。ただ、景気の動向に

つきまして申し上げますと、なおばらつきが残っ

ております。今後とも適切かつ機動的な経済

運営に努め、内需中心の経済成長の達成を図ること

が必要であると考えております。四月九日に発

表になりました対外経済問題諮詢委員会の報告書

とが必要であると考えております。

それから第二点は、今後の景気対策として所得

税の減税、投資減税、住宅減税が必要である、こ

ういう御意見がございましたが、これも賛成でございますけれども、ただ、このためには税制の抜本改正をする必要があるかと存じます。それから景気対策の第二点といたしまして、社会資本投資の拡大についてのお話がございました。これも賛成でありますけれども、そのために財源の工夫がこれから必要だと、このように考えております。

第三点の御質問は、輸出課徴金、機械を輸入するための輸入促進税制、それから無税国債、この三点についての御質問でございますが、これはずれも慎重に対処する必要があるかと存じます。(拍手)

〔國務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(村田敬次郎君) 柄谷議員からは輸出課徴金についての問題、そしてまた機械に対する製品輸入問題、二点についてお尋ねがございました。

第一点の輸出課徴金構想の問題でござりますが、總理から取りまとめての総括的な御質弁があり、また大蔵大臣から変動相場制に関連してのお答えがあったところでございます。第一点は、自由貿易主義、そしてまた新ラウンドの推進等の精神にもとる措置であるということ。第二点は、変動相場制のもとでは円相場の変動等によって所期の効果を達成し得るかどうかの疑問であるということ。第三点は、米国における既に伝えられております輸入課徴金導入の動き、これに引き金を与えるおそれがあるということ。第四点は、輸出に依存をしております我が国の中小企業に対しても甚大な影響を及ぼすおそれがあるということ。こうした種々の問題がありまして、これを導入すべきではないと考えております。

第二点は、機械に対する製品輸入の問題でございますが、柄谷議員御指摘のように、機械の製品輸入は、我が国の製品輸入全体の三割を超える非常に重要な部分を占めております。したがって、機械輸入についてその促進を図るために種々の対策

を政府としては講じておる所存であり、既に四月九日の總理の決定に基づいて、日本輸出入銀行の製品輸入金融制度については金利条件の引き下げ、改善を図つたところでございます。さらに、今後とも金融、税制面における措置の拡充、創設の可能性につきましては、大蔵大臣、そしてまた河本大臣からもお述べになられましたが、関係省庁との協議を含め、十分検討してまいる所存でございます。

以上二点お答え申し上げます。(拍手)  
○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

推進しようとする我が国の基本政策に合致するものであり、また、我が国と中南米諸国との友好関係を増進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用  
当初の授権資本株式に対する我が国の応募額は六百二十六万ドルであり、これを四回の均等年賦により払い込むこととなるが、第一回払込み分として昭和六十年度予算に三億七千百万円が計上されている。

### 一、費用

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六年五月二十三日  
参議院議長 木村 睦男殿  
衆議院議長 坂田 道太

米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件  
○議長(木村睦男君) 日程第一 米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長平井卓志君。

米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件  
○議長(木村睦男君) 日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件  
○議長(木村睦男君) 日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

右は多數をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六年五月四日

米州投資公社を設立する協定  
この協定の署名国は、次の規定によつて規律される米州投資公社(以下「公社」という。)を設立することを協定する。

第一項 目的  
第一條 目的及び任務  
第一項 目的  
この協定は、中南米地域の経済開発を促進するため、米州開発銀行の活動を補足する機関として、同地域の民間の中小企業の設立、拡張及び近代化を支援する米州投資公社を設立することにより域内開発途上加盟国との経済開発を促進するものである。我が国がこの協定を締結することを目的とする。

経済の民間部門を強化する活動を行つてゐる

企業で政府又は他の公の団体が部分的に資本参加をしているものは、公社の資金供与を受けることができる。

第二項 任務  
公社は、その目的を達成するため、前項の企業を支援するに当たり、次の任務を行う。

(a) 企業の設立、拡張及び近代化のための資金調達につき、単独に又は他の融資者若しくは投資者と協調して、公社がそれぞれの場合に適当と認める手段又は仕組みを利用して支援すること。

(b) 国内及び外国の公私資本並びに技術上及び経営上のノウ・ハウを利用する機会を促進すること。

(c) 加盟国における投資への国内及び外国の公私資本の流入を促進するような投資機会の開発に刺激を与えること。

(d) 公社の財源の慎重な管理に基礎をおく原則及び企業の需要に留意して、企業の資金調達のための適切かつ必要な措置をその都度とること。

(e) 事業の準備、資金調達及び実施のための技術協力(適当な技術の移転を含む。)を行うこと。

第三項 政策  
公社の活動は、理事会が承認した規則(この規則は、理事会が改正することができる。)において詳細に定める業務政策、財務政策及び投資政策に従つて行う。

第二条 加盟国及び資本  
第一項 加盟国  
(a) 公社の原加盟国とは、第十一条第一項(a)に規定する日までにこの協定に署名し、かつ、銀行を行つた銀行の加盟国をいう。

(b) 銀行の他の加盟国は、公社の加盟国の総票数の三分の二以上の多數(総務の三分の二以上を含むことを要する。)により、総務会が決



して、これらの引受けを拡大すること。

(b) 他の機関（民間の機関又は公の機関若しくはこれに準ずる機関）の資金の管理を行うこと。この目的のため、公社は、管理契約及び信託契約を締結することができる。

(i) 公社の活動に不可欠な通貨取引を行うこと。

(j) 債券、債務証書及び融資参加証書の発行並びに融資契約の締結を行うこと。

(k) 債券、債務証書及び融資参加証書の発行並びに融資契約の締結を行うこと。

第三項 その他の形態の投資  
公社は、第七項(b)の規定により、事情に応じて適当と認める形態でその資金を投資することができる。

### 第三項 業務に関する原則

公社の業務は、次の原則により規律する。

(a) 公社は、その融資に係る資金があらかじめ決められた国において生産される物品及び当該国により提供される役務を調達するために使用されるとの条件を設定してはならない。

(b) 公社は、公社が投資したいかなる企業の經營についても責任を負うことなく、また、経営を行う目的で又は当然に経営支配の範囲内にあると認められる他の目的で、その投票権を行使してはならない。

(c) 公社は、企業の要求、公社が負う危険及び民間の投資者が類似の資金供与を行うに際して通常確保する条件を考慮して、適当と認められる条件により資金供与を行う。

(d) 公社は、適当な形態でかつ満足すべき条件でその投資を売却することができるときは、可能な範囲で第一項(a)の規定の趣旨に沿って売却を行うことによってその資金を回転させることを努める。

(e) 公社は、妥当な多様性を保ちつつその投資を証明するため、金融上、技術上、経済上、法律上及び制度上の実行可能性に関する基準

(g) を適用する。

(h) 公社は、十分な資本が妥当な条件で得られると認めるときは、資金供与を行つてはならない。

(i) 公社の投資は、第七項(b)の規定による流動資産の投資を行う場合を除くほか、域内開発途上加盟国内にある企業に対するのみ行うものとし、健全な財務管理の基準に従つて行う。

(j) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(k) 公社の投資は、第七項(b)の規定による流動資産の投資を行う場合を除くほか、域内開発途上加盟国内にある企業に対するのみ行うものとし、健全な財務管理の基準に従つて行う。

(l) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(m) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(n) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(o) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(p) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(q) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(r) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(s) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(t) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(u) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(v) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(w) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(x) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(y) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(z) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(aa) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(bb) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(cc) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(dd) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

(ee) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

することができない。総務会は、総務のうちの一人を議長として選出する。総務及び総務代理は、自己を任命した加盟国が公社の加盟国でなくなった場合には、退任する。

(b) 総務会は、そのすべての権限を理事会に委任することができる。ただし、次の権限を除く。

(c) 総務会が投資した証券の売却を容易にするため該証券の保証をすること。

(d) 公社が発行し、保証し、又は投資した証券を売買すること。

(e) 公社の株主又は第三者から委託された業務に伴ういかなる特定の事項についても公社が當該証券の保証をすること。

(f) 公社が投資した証券の売却を容易にするため該証券の保証をすること。

(g) 資本を増額し、又は減額すること。

(h) 加盟国の資格を停止すること。

(i) 新たな加盟国の加盟を承認し、及びその加盟の条件を定めること。

(j) 資本を増額し、又は減額すること。

(k) 加盟国の資格を停止すること。

(l) この協定に関する理事会の解釈に対する異議の申立てを審査し、及びこれについて裁決すること。

(m) 会計検査専門家の報告を受領した後、公社が支払不能が實際に生じるおそれがある場合にさられるおそれがあると公社が認めた場合にさられる場合その他公社の行つた投資が危険に陥る債権不履行が生じた場合、公社が投資を行つた企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、公社がその利益の保護のため必要と認められる措置をとること及び必要と認める権利を行使することを妨げるものではない。

(n) 第六項 外國為替の制限の適用  
加盟国の領域内で行われた公社の投資に関して公社が受領した又は公社に支払われるべき資金は、この協定の規定のみを理由として、当該資金は、この協定の規定のみを理由として、当該加盟国に領域内で一般的に適用されている外國為替の制限、規制及び管理から免除されることはない。

(o) 第七項 その他の権限  
公社は、また、次の権限を有する。

(a) 資金を借り入れ、及び資金を借り入れる目的で公社が決定する見返り担保その他の担保を提供すること。ただし、公社による借入れ又は保証の残高の合計額は、その発生原因のいかんを問わず、応募済資本に剩余金及び準備金を加えたものの額を超えてはならない。

(b) 公社のすべての権限は、総務会に属する。

(c) 公社に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

(d) 第二項 総務会  
第一項 公社の機構

(a) 公社に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

(b) 公社のすべての権限は、総務会に属する。

(c) 公社に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

(d) 公社のすべての権限は、総務会に属する。

(e) 公社に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

(f) 公社のすべての権限は、総務会に属する。

(g) 公社に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

理事会は、公社の業務を運営するために必要な又は適当な規則を定めることができる。

(g) 総務及び総務代理は、その資格においては、公社から報酬を受けない。

### 第三項 投票

(a) 加盟国は、自國が保有する払込済みの株式及び応募済みの請求払株式のそれぞれ一株ごとに一票を有する。

(b) 別段の定めがある場合を除くほか、総務会又は理事会が決定すべきすべての事項は、加盟国の総票数の過半数による議決で決定する。

### 第四項 理事会

(a) 理事会は、公社の業務を運営する責任を有し、このため、この協定により与えられ又は総務会から委任されるすべての権限を行使する。

(b) 理事及び理事代理は、次の場合を除くほか、銀行の理事及び理事代理のうちから選出され又は任命される。

(c) 公社の加盟国又は加盟国等の集団が、銀行の理事会において、公社の加盟国でない国

の国民である理事又は理事代理により代表されている場合

(d) 参加及び構成の違いにより、(c)にいう加盟国が、銀行の理事又は理事代理により十分に代表されなくなる場合において、当該加盟国間で合意した輪番制に従つて当該加盟国を代表する者を公社の理事会における理事又は理事代理に任命するとき。

(e) 理事会は、次とおり構成する。  
一人の理事は、公社における最大の株式数を有する加盟国が任命する。

(f) 九人の理事は、域内開発途上加盟国の中から選出する。  
二人の理事は、その他の加盟国の総務が選出する。  
理事の選挙手続は、加盟国の総票数の三分

の二以上の多数による議決で総務会が採択する規則により定める。

加盟国の総務は、選挙手続に関する規則が定める条件でかつ期間内に、一人の追加の理事を選出することができる。これらの条件が満たされた場合には、域内開発途上加盟国の総務は、当該規則に従つて一人の追加の理事を選出することができる。

理事は、不在のときに自己に代わって行動する完全な権限を有する理事代理一人を任命することができます。

(d) いかなる理事も、同時に総務であつてはならない。

(e) 選任理事の任期は、三年とする。選任理事は、再選されることができる。

(f) 理事は、自己を任命した加盟国又は自己の選出のために投票した加盟国の有する票数の票を投する資格を有する。

(g) 理事は、投する資格を有するすべての票を一括して投じなければならない。

(h) 理事及び理事代理が一時的に不在の場合には、理事(理事が不在の場合は、理事代理)は、自己を代表する者一人を任命することができる。

(i) 理事は、自己を任命した加盟国又は自己の選出のために投票した加盟国すべてが公社の加盟国でなくなつた場合には、退任する。

(j) 理事会は、公社の主たる事務所又は、例外的に、理事会が定めるその他の場所でその職務を行い、公社の業務の必要に応じて会合する。

(k) 理事会のいかなる会合においても、加盟国

の総票数の三分の二以上の多数の理事(理事の過半数を含むことを要する)が出席しない。加盟国は、自國に特に影響がある事項について審議が行われている間、理事会の会合に出席する。

(l) 加盟国は、自國に特に影響がある事項については、理事会に送付する。当該業務は、いずれかの理事の要請により、理事会の表决に付す。理事会が定める期間内に表决の要請が行われない場合には、当該業務は、理事会により承認されたものとみなす。

(m) 提案された業務についての投票において可否同数となつた場合には、その提案は、新たに出席することができる。

代表者を出席させる権利は、総務会による規制を受ける。

### 第五項 事務組織

理事会は、公社の事務組織(主要な事務職及び専門職の数及び一般的職責を含む)を決定し、及び公社の予算を採択する。

(a) 理事会の執行委員会は、次のとおり構成する。

(i) 公社における最大の株式数を有する加盟国が任命した理事又は理事代理である者一人

(ii) 域内開発途上加盟国を代表する理事のうちから二人

(iii) その他の加盟国を代表する理事のうちから一人

(iv) 並びに(iii)にいう執行委員会の構成者及びその代理は、各集団が定めた手続に従つて各集団に属する加盟国が選出する。

(v) 理事会議長は、執行委員会の会合を主宰する。理事会議長が不在の場合には、輪番制により選ばれた執行委員会の構成者一人が会合を主宰する。

(vi) 執行委員会は、加盟国企業に対して公社が行うすべての貸付け及び投資を審査する。

(vii) すべての貸付け及び投資は、執行委員会の過半数による議決で承認されなければならぬ。執行委員会のいかなる会合においても、三人の構成者が出席しないなければならない。欠席又は棄権は、反対票とみなす。

(viii) 執行委員会が承認した業務に関する報告は、理事会に送付する。当該業務は、いづれかの理事の要請により、理事会の表决に付す。

(ix) 提案された業務についての投票において可

な検討及び分析のため事務局に差し戻す。執行委員会における再審査の場合において、再び可否同数となつたときは、理事会議長が執行委員会における決定のための票を投する権利を有する。

(g) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合には、当該業務及び将来の類似の業務に関する技術的及び政策的な問題についての討議及び場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(h) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(i) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(j) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(k) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(l) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(m) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(n) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(o) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(p) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(q) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(r) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(s) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(t) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(u) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(v) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(w) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

(x) 理事会は、執行委員会が業務を却下する場合によつては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の概要とともに当該業務に関する事務局の報告を理事会に送付することを要求することができる。

理事会は、公社の業務を運営するために必要な又は適当な規則を定めることができる。

(g) 総務及び総務代理は、その資格においては、公社から報酬を受けない。

第三項 投票

(a) 加盟国は、自國が保有する払込済みの株式及び応募済みの請求払株式のそれぞれ一株ごとに一票を有する。

(b) 別段の定めがある場合を除くほか、総務会又は理事会が決定すべきすべての事項は、加盟国の総票数の過半数による議決で決定する。

### 第四項 理事会

(a) 理事会は、公社の業務を運営する責任を有し、このため、この協定により与えられ又は総務会から委任されるすべての権限を行使する。

(b) 理事及び理事代理は、次の場合を除くほか、銀行の理事及び理事代理のうちから選出され又は任命される。

(c) 公社の加盟国又は加盟国等の集団が、銀行の理事会において、公社の加盟国でない国

の国民である理事又は理事代理により代表されている場合

(d) 参加及び構成の違いにより、(c)にいう加盟国が、銀行の理事又は理事代理により十分に代表されなくなる場合において、当該加盟国間で合意した輪番制に従つて当該加盟国を代表する者を公社の理事会における理事又は理事代理に任命するとき。

(e) 理事会は、次とおり構成する。  
一人の理事は、公社における最大の株式数を有する加盟国が任命する。

(f) 九人の理事は、域内開発途上加盟国の中から選出する。  
二人の理事は、その他の加盟国の総務が選出する。

(g) 理事の選挙手続は、加盟国の総票数の三分

(d) 公社の役員及び職員は、その職務の遂行に当たり、公社に対してものみ責任を負うものとし、他の当局の権威には服さない。加盟国は、役員及び職員の責任の國際的な性格を尊重する。

(e) 公社は、公社の職員の任命及び勤務条件の決定に当たつて最も留意すべき最高水準の能率、能力及び誠実性を確保することの必要性に妥当な考慮を払う。また、公社の地域的な性格を考慮した上、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性にも妥当な考慮を払う。

#### 第八項 銀行との関係

(a) 公社は、銀行と別個のかつ独立の存在である。公社の資金は、銀行の資金と別個のかつ分離して保管する。この項の規定は、公社が施設、要員及び役務に関する取決めその他一方の機関が他方の機関に代わって支払った管理費用の返済についての取決めを銀行と行うことを妨げるものではない。

(b) 公社は、できる限り、銀行の施設、設備及び要員を利用するよう努める。

(c) この協定のいかなる規定も、銀行の行為若しくは義務について公社に責任を負わせ、又は公社の行為若しくは義務について銀行に責任を負わせるものではない。

(d) 第九項 年次報告書の公表及び報告書の送付

(a) 公社は、会計検査を了した決算書を含む年次報告書を公表する。公社は、また、四半期ごとの財務状況の概要書及び業務の結果を示す損益計算書を加盟店に送付する。

(b) 公社は、また、その目的を達成し及びその任務を遂行するために適当と認めるその他の報告書を公表することができる。

#### 第十項 配当

(a) 総務会は、公社の純益及び剰余金のうち、準備金のための控除を行つた後、配当として分配すべき部分を決定することができます。

(b) 配当は、各加盟店が保有する払込株式数の割合に比例して分配する。

(c) 配当は、公社が定める方法及び通貨により支払う。

#### 第五条 加盟国の脱退及び資格停止

##### 第一項 脱退権

(a) 加盟国は、公社の主たる事務所に対する書面による脱退の意思の通告により、公社から脱退することができる。脱退は、通告に明記する日に効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、当該通告が公社に送付された日から六箇月日の日前には効力を生じない。加盟店は、脱退が効力を生ずる前はいつでも、公社に対する書面による通告により、脱退の意思を取り消すことができる。

(b) 加盟国は、脱退の後においても、脱退通告の送付の日に公社に対して負つているすべての債務（第三項に規定する債務を含む。）について引き続き責任を負う。ただし、加盟店は、脱退が効力を生じたときは、公社が脱退通告を受け領した日の後行つた業務の結果生ずる債務については、いかなる責任も負わない。

(c) 公社は、加盟店が公社に対するこの協定に基づくいざれかの義務を履行しない場合に（加盟店の総票数の四分の三以上の多数による総務会の決定により、当該加盟店の資格を停止することができる。）

(d) 資格を停止された加盟店は、資格停止の日から一年で自動的に加盟店でなくなる。ただし、総務会が(a)に定める多數と同一の多數により資格停止を解除することを決定する場合は、この限りでない。

#### 第二項 資格停止

(a) 公社は、加盟店が公社に対するこの協定に基づくいざれかの義務を履行しない場合に（加盟店の総票数の三分の二以上を含むことを要する。）

(b) 加盟国は、加盟店が公表する年次報告書による総務会の決定により、当該加盟店の資格を停止することができる。

(c) 資格を停止された加盟店は、資格停止の日から一年で自動的に加盟店でなくなる。ただし、総務会が(b)に定める多數と同一の多數により資格停止を解除することを決定する場合は、この限りでない。

#### 第一項 業務の停止

##### 第六条 業務の停止及び終了

(a) 理事会は、緊急の場合には、総務会が事態を検討して適切な措置をとるまでの間、新規の投資、貸付け及び保証について業務を停止することができる。

#### 第三項 脱退の条件

(a) いかなる国も、加盟店でなくなつた時から公社の損益にあづからず、また、その後に公社が新たに契約した貸付け及び保証について責任を負わない。公社は、この項に定めるとこにより、当該国との間の勘定の決済の一部として当該国が保有する株式を買い戻すための措置をとる。

(b) 公社及び加盟店は、諸般の事情の下において適当な条件による当該加盟店の脱退及び株式の買戻しについて合意することができる。加盟店が脱退の意思を表明した日から三箇月以内に又は公社と当該加盟店との間で合意した期間内に合意が得られない場合には、当該加盟店が保有する株式の買戻価格は、当該加盟店が加盟店でなくなつた日現在における帳簿価額とするものとし、帳簿価額は、公社の会計検査を了した財務諸表により決定する。

(c) 株式の代金の支払は、対象となる株券と引換えに、公社の財務状況を考慮して、公社が定める時期に、公社が定める分割払及び使用可能な通貨で行う。

(d) 加盟国であつた国が保有する株式の代金としてこの項の規定に従つて当該国に支払われるべき額は、当該国が加盟店でなくなつた日の後一箇月間は支払うことができない。この期間内に公社が業務を終了する場合には、当該国のは、当該国が加盟店とみなされるが、投票権を有しない。

#### 第三項 加盟国の責任及び債務の支払

(a) 加盟国が資本に対する応募額に基づいて有する責任は、公社の債務（偶発債務を含む。）が履行されるまでの間、継続する。

(b) 直接債権を有するすべての者に対しては、まず当該債権に対する弁済に充てることができる。かかる公の資産から、次に未払込応募額に応じて公社に払い込まれる資金であつて当該債権に対する弁済に充てることができるものから支払う。理事会は、直接債権を有する者に対する支払が行わられるのに先立ち、直接債権を有する者と偶発債権を有する者との間ににおける比例的な配分を確保するため必要と認められる措置をとる。

#### 第四項 資産の分配

(a) 加盟国が保有する株式に基づく資産の分配は、当該株式に係る払込金をもつて充当すべきすべての債務を債権者に対して履行し又は履行する用意を完了するまで、加盟店に対しても行わない。分配は、更に、加盟店の総票数の四分の三以上の多數（総務の三分の二以上

#### 第二項 業務の終了

(a) 公社は、加盟店の総票数の四分の三以上の多數（総務の三分の二以上を含むことを要する。）による総務会の決定により、業務を終了する。公は、業務の終了を決定した後は、その資産の保全、管理及び換価並びにその債務の決済のための間存続するものか、直ちにすべての活動を停止する。

を含むことを要する。)による総務会の決定に  
よつて承認されなければならない。

(b) 加盟国に対する資産の分配は、加盟国が有する株式数に比例して、公社が公正かつ平衡と認める時期に及び条件で行う。分配される資産の各国の取り分は、資産の種類について画一的であることを要しない。いずれの加盟国も、公社に対するすべての債務を決済するまでは、資産の分配において自己の取り分を受け取る権利を有しない。

(c) この条の規定に従つて分配される資産を受け取る加盟国は、公社が当該資産について分配前に有していた権利と同一の権利を有する。

**第七条 法人格、免除、課税の免除及び第一項 範囲**

公社がその目的を達成し及び与えられた任務を遂行することができるようとするため、公社に対し、この条に規定する地位、免除、課税の免除及び特権を加盟国の領域において与える。

**第二項 法人格**

公社は、法人格を有し、特に、次のことを行う完全な能力を有する。

(a) 契約を締結すること。

(b) 動産及び不動産を取得し及び処分すること。

(c) 訴えを提起すること。

**第三項 訴訟手続**

(a) 公社に対する訴えは、公社の事務所がある加盟国、公社が訴訟に関する送達若しくは告知を受けるために代理人を任命している加盟国又は公社が証券の発行若しくは保証をしている加盟国の領域における管轄裁判所のみ提起することができる。加盟国又は加盟国を代理し若しくは加盟国から請求権を承継した者は、公社に対し訴えを提起してはならず、公社と加盟国との間の紛争を解決するために

を含むことを要する。)による総務会の決定に  
よつて承認されなければならない。

(b) 加盟国に対する資産の分配は、加盟国が有する株式数に比例して、公社が公正かつ平衡と認める時期に及び条件で行う。分配される資産の各国の取り分は、資産の種類について画一的であることを要しない。いずれの加盟国も、公社に対するすべての債務を決済するまでは、資産の分配において自己の取り分を受け取る権利を有しない。

(c) この条の規定に従つて分配される資産を受け取る加盟国は、公社が当該資産について分配前に有していた権利と同一の権利を有する。

**第七条 法人格、免除、課税の免除及び第一項 範囲**

公社がその目的を達成し及び与えられた任務を遂行することができるようとするため、公社に対し、この条に規定する地位、免除、課税の免除及び特権を加盟国の領域において与える。

**第二項 法人格**

公社は、法人格を有し、特に、次のことを行う完全な能力を有する。

(a) 契約を締結すること。

(b) 動産及び不動産を取得し及び処分すること。

(c) 訴えを提起すること。

**第三項 訴訟手続**

(a) 公社に対する訴えは、公社の事務所がある加盟国、公社が訴訟に関する送達若しくは告知を受けるために代理人を任命している加盟国又は公社が証券の発行若しくは保証をしている加盟国の領域における管轄裁判所のみ提起することができる。加盟国又は加盟国を代理し若しくは加盟国から請求権を承継した者は、公社に対し訴えを提起してはならず、公社と加盟国との間の紛争を解決するために

は、この協定、公社の規則又は公社との契約に定める特別の手続によらなければならぬ。

(b) 公社の財産及び資産は、公社に対する裁判の確定前は、所在地及び占有者のいかんを問わず、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。

**第四項 資産に関する免除**

公社の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、行政上又は立法上の措置による捜索、微発、没収、借用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。

**第五項 文書の不可侵**

公社の文書は、不可侵とする。

**第六項 資産に対する制限からの自由**

公社のすべての財産及び資産は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、公社の目的を達成し及び任務を遂行することができるようにするため並びにこの協定に従つて公社の業務を運営するためには必要な範囲内で、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリアイムも課されない。

**第七項 通信に関する特権**

加盟国は、公社の公用通信に対し、他の加盟国との公用通信に対して与える待遇と同一の待遇を与える。

**第八項 個人に對する免除及び特権**

公社のすべての経理、理事、総務代理、理事代行、役員及び使用人は、次の特権及び免除を享受する。

(a) これらの者が公的資格で行った行為についての訴訟手続の免除。ただし、公社がこの免除を放棄する場合は、この限りでない。

(b) これらのが滞在する加盟国の国民でない場合に、当該加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える出入国制限、外国人登録義務及び兵役義務の免除並びに為替管理に関する便宜と同一

の免除及び便宜

加盟国がこれらの者と同等の地位にある他の加盟国の代表者、公務員及び使用人に対する特権

**第九項 課税の免除**

(a) 公社並びにその財産、資産及び収入並びにこの協定に従つて公社が行う業務及び取引については、すべての内国税及び関税を免除する。公社は、また、公租公課の納付、源泉徴収又は徴収の義務を免除される。

**第十項 放棄**

公社は、その裁量により、この条の規定に基づいて与えられるいかなる特権又は免除も自己が決定する範囲及び条件で放棄することができる。

**第十一項 放棄**

この協定は、加盟国が総票数の三分の二以上を含むことを要する。)による総務会の決定によつてのみ改正することができる。

**第十二項 改正**

(a) この協定は、加盟国が総票数の四以上の多数(総務の三分の二以上を含むことを要する)による総務会の決定によつてのみ改正することができる。

**第十三項 権利**

(a) 第五条第一項に定める公社の株式に応募する権利

**第十四項 第二条第六項に定める責任の限度**

(i) 第二条第五項に定める責任の限度

**第十五項 第二条第六項に定める権利**

(i) 第二条第六項に定める提案は、加盟国又は理事会のいずれから提出されたものであつても、総務会の議長に送付されるものとし、議長は、この提案を総務会に提出する。改正が採択されたときは、公社は、すべての加盟国にあてた公式の通報によつてこの旨を確認する。改正は、総務会が異なる期間を明示しない限り、公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟国について効力を生ずる。

**第十六項 第九条 解釈及び仲裁**

(a) この協定の規定の解釈について加盟国と公社との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、決定のため理事会に提出する。審議され

る疑義につき特に關係を有する加盟国は、第

の原則を自國の領域内で実施するために必要な措置をとり、かつ、その措置を公社に通報する。

加盟国がこれらの者と同等の地位にある他の加盟国の代表者、公務員及び使用人に対する特権

**第十七項 放棄**

公社は、その裁量により、この条の規定に基づいて与えられるいかなる特権又は免除も自己が決定する範囲及び条件で放棄することができる。

**第十八項 放棄**

この協定は、加盟国が総票数の三分の二以上を含むことを要する。)による総務会の決定によつてのみ改正することができる。

**第十九項 権利**

(a) 第五条第一項に定める責任の限度

**第二十項 実施**

(i) 第二条第六項に定める提案は、加盟国又は理事会のいずれから提出されたものであつても、総務会の議長に送付されるものとし、議長は、この提案を総務会に提出する。改正が採択されたときは、公社は、すべての加盟国にあてた公式の通報によつてこの旨を確認する。改正は、総務会が異なる期間を明示しない限り、公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟国について効力を生ずる。

**第二十一項 第九条 解釈及び仲裁**

(a) この協定の規定の解釈について加盟国と公社との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義

は、決定のため理事会に提出する。審議され

る疑義につき特に關係を有する加盟国は、第

四条第四項(1)の規定に基づき、理事会の会合

に自國を直接代表する者を出席させる権利を有する。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行つた場合には、いずれの加盟国も、当該決定に係る議義を総務会に付託することを要求することができるものとし、総務会の裁決は、最終的なものとする。公社は、総務会が裁決を行ふまでの間、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

### 第一項 仲裁

公社と加盟国でなくなった国との間又は公社の業務を終了する決定の採択の後公社と加盟国との間に意見の相違が生じた場合には、この意見の相違は、三人の仲裁人による仲裁に付する。仲裁人の一人は公社が任命し、他の一人は当該国が任命し、第三の仲裁人は、両当事者が別段の合意をしない限り、国際司法裁判所長が任命する。決定は、全会一致の合意が得られない場合には、三人の仲裁人の過半数による表決で行う。第三の仲裁人は、手続問題に関する当事者の意見が相違する場合には、これらすべての問題を解決する権限を有する。

### 第十一条 一般規定

#### 第一項 公社の主たる事務所

公社の主たる事務所は、銀行の主たる事務所と同一の場所に置く。理事会は、加盟国の総票数の三分の二以上の多数による議決で、いかなる加盟国の領域内にもその他の事務所を設けることができる。

#### 第二項 他の機関との関係

公社は、この協定に適合する目的のため、他の機関と取決めを行うことができる。

#### 第三項 連絡経路

加盟国は、この協定に関連する事項に関する公社との連絡のための公的機関を指定する。

#### 第十一項 最終規定

(a) この協定は、銀行に寄託するものとし、千

九百八十五年十二月三十日又は公社の理事会が定める同日よりも遅い日まで、付表Aに掲げる国の代表者による署名のために開放しておる。この協定が效力を生じない場合に

は、米州投資公社の設立に関する交渉の最終議定書に署名した国の代表者は、署名の期限として千九百八十五年十二月三十一日よりも遅い日を定めることができる。署名国は、そ

の国内法に従つてこの協定を受諾し又は批准したこと及びこの協定に基づくすべての義務を履行するために必要な措置をとつたことを述べる文書を銀行に寄託する。

(b) 銀行は、銀行の加盟国にこの協定の認証原本を送付するものとし、(a)の規定に従つて行われた署名及び受諾書又は批准書の寄託をそれぞれの日付とともに銀行の加盟国に通告する。

(c) 銀行は、公社が業務を開始する日以後、第一条第一項(b)の規定に従つて加盟を承認された国との協定への署名及びその受諾書又は批准書を受領することができる。

### 第二項 効力発生

#### (a) この協定は、応募株式数の合計が付表Aに掲げる応募株式数の総計の三分の二以上となる国(の代表者が前項の規定に従つて署名し、かつ、受諾書又は批准書を寄託した時に効力を生ずる。ただし、次の条件が満たされなければならない。

(i) 最大の株式数を有する加盟国(の応募が行われること。

(ii) 域内開発途上国(の応募株式数が他のすべての応募株式数よりも多いこと。

(b) この協定の効力発生の日前に受諾書又は批准書を寄託した国は、効力発生の日に加盟国となる。その他の国は、受諾書又は批准書を寄託した日に加盟国となる。

#### 第三項 業務の開始

銀行の総裁は、この協定が前項の規定に従つて効力を生じたときは、直ちに総務会の会合を開催する。公社は、当該会合が開催された日に業務を開始する。

千九百八十四年十一月十九日アメリカ合衆国ワシントン市で、ひとしく正文である英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語により本書に記載した。本書は、米州開発銀行に寄託する。米州開発銀行は、この協定の寄託者となること及びこの協定が第十一項の規定により効力を生ずる日を付表Aに掲げるすべての国(の政府に通知することに同意した旨を次の署名により明示した。

付表A 公社の授權資本株式への応募

国	名	一万合衆国ドルの株式による払込株式数	百 分 率
域内開発途上国	アルゼンティン	二、三三七	一一・六三六(注1)
	チリ	二、三二七	一一・六三六(注1)
	ブラジル	一、四九八	七・四九〇(注2)
	メキシコ	一、二四八	六・二三八(注3)
	ペルー	四〇〇	三七・〇〇〇
	小 計	六九〇	三・四五
	バハマ	一、八〇〇	二・一〇
	バルバドス	四二〇	九・〇〇
	ボリビア	三〇	二・一五
	コロンビア	一八七	一・五〇
	コスタ・リカ	九四	一・一五
	ドミニカ共和国	一二六	一・一五
	エクアドル	一二六	一・一五
	エル・サルバードル	九四	一・一五
	グアテマラ	一二六	一・一五
	ガイアナ	三六	一・一五
	ハイチ	九四	一・一五
	ホンデニラス	九四	一・一五
	ジャマイカ	九四	一・一五
	ニカラグア	九四	一・一五
	パナマ	九四	一・一五
	パラグアイ	九四	一・一五
	トリニダード・トバゴ	九四	一・一五

ウルグアイ	二四八	一一一〇〇
小計	一、八〇〇	九・〇〇〇
合計	一一、〇〇〇	五五・〇〇〇
アメリカ合衆国	五、一〇〇	二五・五〇
その他の国	一〇〇	〇・五〇
オーストリア	六一六	三・一三
フランス	六二六	〇・二五
イタリア	五〇	三・一三
日本国	六一六	三・一三
オランダ	六二六	一・五五
スペイン	六二六	三・一三
イスラエル	六二六	一・一三
スイス	六一六	一・五五
小計	三一〇	一九・五〇
総計	一一〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇〇

注1 アルゼンティン及びブラジルの代表は、公社の資本に占める自国の株式の比率が銀行の資本に占める自国の株式の比率に適合するとともに、銀行の資本における域内開発途上国の出資額に占める自国の出資額の比率を維持すべきである旨主張した。

注2 メキシコの代表団は、希望応募株式数の総計が二万株を超えることにより公社の業務の開始が妨げられる事態を避けるため、この付表に掲げる株式数に応募する。同代表団は、体系的な客観的指標を通じてメキシコの経済及び人口の規模並びにその開発過程における財政援助の必要性の程度を一層十分に反映させるため、多數国間機関において一層大きな株式参加を実現するとのメキシコの希望を記録にとどめることを主張した。

注3 ヴェネズエラは、公社ができる限り速やかに業務を開始することができるよう、公社の資本において六・一二三八パーセントの参加比率となる千二百四十八株に応募するとの決定を確認する。ヴェネズエラは、将来一層大きな株式参加を実現するとの希望を放棄していないことを記録にとどめることを主張した。

○平井卓志君登壇、拍手

〔平井卓志君登壇、拍手〕

資本を支援する米州投資公社を設立することを目的とするものでありまして、公社の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について定めております。

委員会におきましては、中南米地域の政治経済情勢と我が國の中南米政策、公社の融資条件、米州開発銀行の活動を補足し、民間の中小ため、米州開発銀行の活動を促進する

国は出資比率と公社における地位、武器製造業への資金供与の禁止等につき質疑が行われました。が、詳細は会議録によって御承知を願います。質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党の久保田理事及び日本共産党的立木委員よりそれぞれ反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

〔賛成者起立〕

過半数と認めます。

よつて、本件は承認することに決しました。

昭和六十年度においては、特に費用を要しない。半島振興法案をここに送付する。

昭和六十年五月二十八日

参議院議長 木村 睦男殿

衆議院議長 坂田 道太

（目的）

半島振興法

第一条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の

面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。）について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

（指定）

第二条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の議を経て、半島地域のうち、次の各号に掲げる要件に該当し、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域を半島振興対策実施地域として指定する。

一、二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域であること。

- 二 高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その他の公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域であること。
- 三 産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図るため企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域であること。
- 2 都道府県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の申請をしようとする場合において当該申請に係る地域が北海道又は沖縄県の区域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官を経由しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定をするときは、当該半島振興対策実施地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。
- (半島振興計画の承認)
- 第三条 前条第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定があったときは、関係都道府県知事は、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興に関する計画(以下「半島振興計画」という)を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により半島振興計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聽かなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の半島振興計画を作成しようとするときは、関係市町村長に協議しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の承認を受けようとすると場合において当該半島振興計画に係る地域が北海道又は沖縄県の区域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官を経由して、当該半島振興計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 5 前各項の規定は、半島振興計画を変更する場合について準用する。
- (半島振興計画の内容)
- 第四条 半島振興計画には、当該半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興に関し必要な次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 振興の基本の方針に関する事項
  - 二 基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
  - 三 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
  - 四 水資源の開発及び利用に関する事項
  - 五 教育及び文化の振興に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、半島振興に関する必要な事項
- 2 半島振興計画は、国土総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画と調和したものでなければならない。
- (半島振興計画に基づく事業の実施)
- 第五条 半島振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。
- (国の施策)
- 第六条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に關し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。
- 第七条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、國の財政の許進することに努めなければならない。
- (地方債についての配慮)
- 第八条 地方公共団体が半島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起

- こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
- (資金の確保)
- 第九条 国及び地方公共団体は、半島振興計画の達成に資すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、半島振興対策実施地域の区域内において行う工場、事業場その他の施設の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。
- (税制上の措置)
- 第十条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。
- (地方税の不均一課税に伴う措置)
- 第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、地方公共団体が、半島振興対策実施地域の区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る機械及び装置又はその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税その他の政令で定める地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかるわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税その他の政令で定める地方税にかかるこれらの措置による減収額)あつては、これららの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたとき

- は、当該減収額について当該各年度の翌年度における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。
- (国土審議会)
- 第十二条 国土審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、半島振興に関する重要事項について調査審議する。
- 2 国土審議会は、半島振興に関する重要事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- (この法律の失効)
- 2 この法律は、昭和七十年三月三十一日限り、その効力を失う。
- (国土庁設置法の一部改正)
- 3 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
- 第四条第十九号中シをエとし、ミをシとし、メをミとし、ユをメとし、キをユとし、サをキとし、ヤをマとし、クをヤとし、オをクとし、ノをオとし、ヰをノとし、ヰをヰとし、ムの次に次のように加える。
- ウ 半島振興法(昭和六十年法律第
- 号)
- 第七条第一項中「及びオ」を「ウ及びク」に改める。
- 〔本岡昭次君登壇、拍手〕
- 本岡昭次君 ただいま議題となりました半島振興法案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。
- 本法律案は、半島地域における産業基盤及び生

実情にかんがみ、これらの地域について広域的かつ総合的な対策を実施して、地域住民の生活向上と国土の均衡ある発展を図ろうとするものであります。

その主な内容は、第一に、内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的・経済的規模を有する等所要の要件に適合する半島地域を半島振興対策実施地域として指定すること。第二に、その地域の基本の方針に関する事項、基幹的な交通、通信施設の整備に関する事項等を内容とする半島振興計画を作成して、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこととすること。第三に、国は半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならず、また、事業の実施に要する経費について、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならぬこととすることとともに、地方債についての配慮、税制上の措置、地方税の不均一課税に伴う措置に関し、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律案の有効期限は昭和七十年三月三十日までとしております。

委員会におきましては、本法律案の提出者である衆議院建設委員長より趣旨説明を聴取した後、振興対策実施地域の指定基準、振興計画に定められる事項、振興事業実施の財政措置及び半島地域が抱える問題点等について質疑が行われましたところ、河本国土庁長官より反対である旨の発言がありました。

続いて、討論に入り、日本共産党を代表して上田耕一郎君より、原案に反対、修正案に賛成の意見が述べられました。

るが併進するなどは勢とならねばならぬことなどもあつたともに、地方債についての配慮、税制上の措置、地方税の不均一課税に伴う措置に関し、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律案の有効期限は昭和七十年三月三十日までとしております。

委員会におきましては、本法律案の提出者である衆議院建設委員長より趣旨説明を聴取した後、振興対策実施地域の指定基準、振興計画に定められる事項、振興事業実施の財政措置及び半島地域が抱える問題点等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終わり、日本共産党を代表して山中郁子君より修正案が提出され、修正内容が予算を伴うものでありますので政府の意見を徵しましたところ、河本国土庁長官より反対である旨の発言がありました。

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月四日

社会労働委員長 遠藤 政夫  
参議院議長 木村 瞳男殿

附則第一条を次のように改める。  
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則第四条の規定は昭和六十年四月一日(国民年金法による年金たる給付に係る部分)については、同年五月一日から、第一条の規定による改正後の国民年金法の規定 第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定並びに次条及び附則第三条の規定は同年六月一日から適用する。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、老人、心身障害者及び母子家庭の福祉の向上を図るために、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和六十年度において特例として年金額を改定するとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認めるが、施行期日について修正を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和六十年度一般会計予算に約十七億円、厚生保険特別会計に約千七百七十三億円、船員保険特別会計に約四十六億円、国民年金特別会計に約九百九億円が計上されている。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年五月九日

参議院議長 木村 隆男殿

衆議院議長 坂田 道太

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案  
国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「四十六万八百円」を「四十七万七千六百円」に、「三十万七千二百円」を「三十一万八千円」に改める。

第六十二条中「三十九万九千六百円」を「四十一万四千円」に改める。

第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「三十万七千一百円」を「三十一万八千円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「二万五千六百円」を「二万六千五百円」に、「三万八千四百円」を「三万九千八百円」に改める。

第十八条中「一万八百円」を「一万一千二百五十円」に改める。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、昭和六十年六月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。  
(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和六十年五月以前の月分の国民年金法

昭和六年六月七日 参議院会議録第二十二号 国民年金法

七三六

による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福

祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条  
第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定す  
る老齢年金の額については、なお從前の例によ  
る。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一  
部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和六十年五月以前の月分の特別児童扶  
養手当及び福祉手当の額については、なお從前  
の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律  
(昭和四十八年法律第九十二号)以下この条に  
おいて「法律第九十二号」という。附則第二十二  
条第一項に規定する厚生年金保険法(昭和二十一  
九年法律第百十五号)による年金たる保険給付、  
船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による  
年金たる保険給付及び国民年金法による年金た  
る給付については、政府は、昭和五十九年度の  
同項に規定する物価指数が昭和五十六年度の同  
項に規定する物価指数に百分の百二を乗じて得  
た数(小数点以下一位未満を切り捨てるものと  
する)の百分の百を超える百分の百五以下となる  
に至つた場合においては、百分の百三・四を基  
準として、昭和六十年四月(国民年金法による  
年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改  
定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。  
3 前二項の規定による年金たる保険給付又は年  
金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる  
法律の規定について、法律第九十二号  
附則第二十二条の規定による年金たる保険給付  
又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。  
一 昭和四十二年度以後における国家公務員共  
済組合等からの年金の額の改定に関する法律  
等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律  
第九十四条)附則第十条

二 昭和四十二年度以後における地方公務員等  
共済組合法の年金の額の改定等に関する法律

等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律  
第九十五条)附則第十五条

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改  
正する法律(昭和四十九年法律第九十六条)附  
則第十三条

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職  
員共済組合からの年金の額の改定に関する法  
律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法  
律第九十九号)附則第十三項

五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十条の二

六 共済組合法の年金の額の改定等に関する法律  
等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律  
第九十五条)附則第十五条

七 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

八 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

九 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十三 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十七 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十八 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十九 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十三 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

百億円が計上される見込みである。

#### 附帯決議

政府は、次の事項につき、速やかに格段の努力  
を払うべきである。

一 戰没者遺族等の老齢化の現状及び生活の実態  
にかんがみ、国民の生活水準の向上等にみあつ  
て、今後とも援助の水準を引き上げ、公平な援  
護措置が行わられるよう努めること。

二 戰没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、海  
外旧戦域における遺骨収集、慰靈巡拝等につい  
て、更に積極的に推進すること。

三、生存未帰還者の調査については、引き続き関  
係方面との連絡を密にして、調査及び帰還の促進  
に万全を期すること。

四、中国残留日本人孤児の肉親調査を今後とも積  
極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児  
の受入れについて、関係省庁及び地方自治体が  
一体となつて必要な措置を講ずること。

また、中国からの引揚者が一日も早く日本社  
会に復帰できるよう、中国帰国孤児定着促進セ  
ンターの運営の充実強化を図る等その対策に遺  
憾なきを期すること。

五、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等に  
係る戦後処理のなお未解決な諸問題について  
は、人道的な見地に立ち、早急に、関係省庁が  
一体となつて必要な措置を講ずるよう検討する

こと。

六、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

七、法律の内容について必要な広報等に努める等  
更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の  
強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

八、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

九、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

十、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

十一、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

十二、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

十三、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

十四、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

十五、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

十六、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

十七、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

十八、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

十九、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

二十、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

二十一、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

二十二、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

二十三、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

二十四、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

二十五、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

二十六、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

二十七、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

二十八、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

二十九、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

三十、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行う  
とともにその改善に努めること。

#### 百億円が計上される見込みである。

二 昭和四十二年度以後における地方公務員等  
共済組合法の年金の額の改定等に関する法律

等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律  
第九十五条)附則第十五条

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改  
正する法律(昭和四十九年法律第九十六条)附  
則第十三条

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職  
員共済組合からの年金の額の改定に関する法  
律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律  
第九十九号)附則第十三項

五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

六 共済組合法の年金の額の改定等に関する法律  
等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律  
第九十五条)附則第十五条

七 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

八 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

九 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十三 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十七 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十八 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

十九 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十三 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十七 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十八 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

二十九 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

三十 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

三十一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

三十二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

三十三 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

三十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

三十五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

三十六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

三十七 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

三十八 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

三十九 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

四十 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

四十一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

四十二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

四十三 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

四十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

四十五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

四十六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

四十七 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

四十八 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

四十九 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

五十 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

五十一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

五十二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

五十三 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

五十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

五十五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

五十六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

五十七 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

五十八 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

五十九 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

六十 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

六十一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

六十二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

六十三 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

六十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

六十五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

六十六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

六十七 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

六十八 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

六十九 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

七十 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

七十一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

七十二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

七十三 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

七十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

七十五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

七十六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

七十七 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

七十八 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

七十九 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

八十 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

八十一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

八十二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

八十三 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

八十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

八十五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

八十六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

八十七 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

八十八 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

八十九 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

九十 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

九十一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

九十二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

九十三 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

九十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

九十五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

九十六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七  
十八号)附則第十一条の二

第一款 症	一、三七四、〇〇〇円
第二款 症	一、三四九、〇〇〇円
第三款 症	一、〇〇一、〇〇〇円
第四款 症	八〇五、〇〇〇円
第五款 症	七一二、〇〇〇円

第八条第二項中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に、「九万二千二百円」を「十万八百円」に、「十

四万五千二百円」を「十五万七千二百円」に改め、同条第三項中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款 症	四、五一〇、〇〇〇円
第二款 症	三、七四二、〇〇〇円
第三款 症	三、一一〇、〇〇〇円
第四款 症	二、六三七、〇〇〇円
第五款 症	一一、一一五、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年金額
特 别 項 症	第一項症の年金額に二、二六一、五〇〇円以内の額を加えた額
第一項 症	三、三三一、一〇〇円
第二項 症	二、六九五、九〇〇円
第三項 症	二、六九六、一〇〇円
第四項 症	一、四三六、三〇〇円
第五項 症	一、一六三、七〇〇円
第六項 症	一、〇五八、〇〇〇円

第二十六条第一項中「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「百三十七万円」を「百四十四万円」に改める。

第二十七条第一項中「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「百三十七万円」を「百四十四万円」に、「百八万六千円」を「百十四万円」に改め、同条第三項の表中「三一四、八〇〇円」を「三三四、〇〇〇円」に、「二四八、一〇〇円」を「二六三、三〇〇円」に、「一六八、一〇〇円」を「一七八、四〇〇円」に改める。

第三十一條第三項中「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「三万五千四百円」を「三万九千二百円」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第三條 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に改める。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第四条 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)の一部を次のように改

改正する。

第二条第一項及び第三項、第一条の二、第二条の三第一項並びに第三条第一項中「昭和五十四年四月一日」を「昭和六十年四月一日」に改める。

第五条第一項中「十二万円」を「三十万円」に、「六年」を「十年」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「三万五千四百円」を「三万九千二百円」に改める。

#### 附 則

(施行期日○等)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

公布の日

この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)の規定、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定及びこの法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和六十年四月から同年七月までの月分の障害年金については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)第八条第一項中「次の表」とあるのは、「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一号)附則別表第一」と、改正後の遺族援護法第八条

条の二第一項中「次の表」とあるのは、「戦傷病者戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案外五号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等の一部を改正する法律

(昭和六十年法律第一号)附則別表第二」とと

する。

第三条 昭和六十年四月一日から同年七月三十一

までの間に支給事由が生じた障害一時金につ

いては、改正後の遺族援護法第八条第七項中「次

の表」とあるのは、「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一号)附則別表第三」と、改正後の遺族援護法第八条の二第三項中「次の表」とあるのは、「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一号)附則別表第四」とする。

第四条 昭和六十年四月から同年七月までの月分の遺族年金及び遺族給与金については、改正後の遺族援護法第二十七条第一項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、改正後の遺族援護法第二十六条第一項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、「百十四万一千円」とあるのは「百四十一万五千円」と、「百十四万一千円」とあるのは「百四十一万五千円」と、同条第三項の表中「三三四〇〇〇円」とあるのは「三二四、一〇〇円」と、「一一六三、三〇〇円」とあるのは「一一五五、一〇〇円」と、「一七八、四〇〇円」とあるのは「一七八、三〇〇円」とする。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 昭和六十年四月から同年七月までの月分の留守家族手当については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「十萬一千円」とあるのは「十万九千九百十円」と、「十一万六千一百円」とあるのは「十一万四千百十円」と、「十二万四百円」とあるのは「十一万八千三百十円」とする。

#### 附則別表第一(附則第二条関係)

障害の程度	年金額
特 别 項 症	第一項症の年金額に二、一四五、七〇〇円以内の額を加えた額
第 一 項 症	二、一〇〇八、一〇〇円
第 二 項 症	二、六七一、九〇〇円
第 三 項 症	二、一〇四、一〇〇円
第 四 項 痘	一、七四六、〇〇〇円

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受け取ることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和六十年十月一日とする。

第五項症	一、四一六、三〇〇円
第六項症	一、一四七、七〇〇円
第一款症	一、〇四二、〇〇〇円
第二款症	九五一、一〇〇円
第三款症	七六一、三〇〇円
第四款症	六一七、五〇〇円
第五款症	五四一、三〇〇円

障害の程度	金額
第一款症	四、四七八、〇〇〇円
第二款症	三、七一六、〇〇〇円
第三款症	三、一八八、〇〇〇円
第四款症	二、六一九、〇〇〇円
第五款症	二、一〇〇、〇〇〇円

附則別表第三(附則第三条関係)

障害の程度	金額
第一款症	三、四一二、七〇〇円
第二款症	二、八三一、七〇〇円
第三款症	二、四二八、五〇〇円
第四款症	一、九九五、三〇〇円
第五款症	一、六〇〇、九〇〇円

附則別表第四(附則第三条関係)

審査報告書  
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
昭和六十年六月四日

参議院議長 木村 誠男殿	社会労働委員長 遠藤 政夫
要領書	本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上
一、委員会の決定の理由	政府は、次の事項について、その実現に努めるべきである。

一、原爆被爆者については、広い意味における國家補償の見地に立つて、その対策が講じられるべきであるとの原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見が出されていること等にかんがみ、被害の実態に即応した援護対策を一層拡充するよう努めること。  
二、被爆者について、死没者の状況が十分把握されていないことにかんがみ、その調査を行うこと。  
三、被爆者の障害の実態に即して所得制限を撤廃するとともに、医療特別手当等については、他制度との関連も考慮し、生活保護の収入認定からはずすことについて検討すること。  
四、原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うとともに、健康管理手当の認定についても、制度の趣旨が生かされるよう地方自治体を指導すること。  
五、原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮し、その運営に当たつては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずるとともに、被爆者に対する家庭奉仕員制度の充実及び相談業務の強化を図ること。  
六、被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響

を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

#### 一、費用

本法施行に要する経費として、昭和六十年度一般会計予算に約二十二億四百万円が計上され

ている。

#### 附帯決議

政府は、次の事項について、その実現に努めるべきである。

一、原爆被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和六十年五月三十一日

参議院議長 木村 誠男殿

(小字及び  
は衆議院修正)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「十万四千四百円」を「十万八千円」に改める。

第三条第三項中「三万八千四百円」を「三万九千八百円」に改める。

第四条の二第三項中「三万五千八百円」を「三万七千五百円」に改める。

第五条第四項中「二万五千六百円」を「二万六千五百円」に改める。

第五条の二第三項中「一万二千八百円」を「一万三千三百円」、「二万五千六百円」を「二万六千五百円」に改める。

第五条の二第三項中「三万五千八百円」を「三万三千三百円」、「二万五千六百円」を「二万六千五百円」に改める。

## 附 則

公布の日

昭和六年六月一日から施行す。

1 この法律は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二条第三項、第三条第三項、第四条の二第三項、第五条第四項及び第五条の二第三項の規定は、昭和六年六月一日から適用する。

2 昭和六年五月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお從前の例による。

3 この法律の施行前に支給された昭和六年六月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による改正後の原子爆弾被爆者に對する特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の内払とみなす。

## 審査報告書

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案は、多數をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六年六月六日

参議院議長 木村 晦男殿  
社会労働委員長 遠藤 政夫

第二十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 派遣元事業主は、前項第四号に掲げる労働者の派遣の期間については、労働大臣が当該労働者の需給の適正な調整を図るために必要があると認める場合において適用対象業務の種類に応じ当該労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して定める期間を超える定めをしてはならない。

(適正な派遣就業の確保)  
第四十条 派遣先は、その指揮命令の下に労働さ

せる派遣労働者から當該派遣就業に關し、苦情の申出を受けたときは、當該苦情の内容を當該

派遣元事業主に通知するとともに、當該派遣元事業主との密接な連携の下に、誠意をもつて、

及び保健手当の額については、なお從前の例による。

2 前項に定めるものほか、派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、

当該派遣就業が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

4 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

5 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

6 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

7 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

8 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

9 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

10 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

11 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

12 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

13 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

14 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

15 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

16 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

17 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

18 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

19 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

20 前項に定めるものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

造業の直接生産工程に從事する業務について

は、労働者派遣事業の対象とはしないこと。

保護と雇用の安定が確保されるよう、関係職員

の増員をはじめ、行政体制及び民間の協力体制

の整備を図るとともに、労働力需給の変化に的

確に対応するため、公共職業安定機関の機能の充実、強化に努めること。

十一、いわゆる派遣店員について、その適正な就業を確保するため、派遣元、派遣先両者の間の取り組みを講ずるよう努めなければならない。

審議会の意見を聽いて、可能な限り客観的に明確なものとなるよう慎重に検討するとともに、

その厳正な運用に努めること。

十二、派遣先における作業内容、作業環境等に関する問題が生じた場合には、派遣労働者、派遣先事業主及び派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

三、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

四、労働者派遣事業は、労働力需給調整制度の一つとして位置付けられるものであると同時に派遣労働者の雇用の安定、福祉の増進に資することを目的とするものであることにかんがみ、單なる企業内の余剰労働力の調整策として行われることとのないよう適切な運用に努めること。

五、いわゆる二重派遣は、労働者供給事業に該当し、禁止されるものであるので、その旨の周知徹底を図るとともに、二重派遣が行われることのないよう、厳格な指導に努めること。

六、派遣元事業主から教育訓練に関する計画を提出させ、これに基づき、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進が図られるよう、適切な指導に努めること。

七、労働時間、休日等の労働基準法等の適用の特例については、労働者の保護に欠けることのないよう、適切な調整に努めること。

八、労働者派遣事業と有料職業紹介事業とが競合することにより、労働者の保護に欠けることのないよう、適切な調整に努めること。

九、労働者派遣事業、労働組合が行う労働者供給事業その他の民間の労働力需給調整システムにより就業する労働者について、社会・労働保険の適用の促進その他福祉の向上が図られるよう、適切な指導に努めること。

十、労働者派遣事業が適切に運営され、労働者の保護と雇用の安定が確保されるよう、関係職員の増員をはじめ、行政体制及び民間の協力体制の整備を図るとともに、労働力需給の変化に的確に対応するため、公共職業安定機関の機能の充実、強化に努めること。

十一、いわゆる派遣店員について、その適正な就業を確保するため、派遣元、派遣先両者の間の取り組みを講ずるよう努めなければならない。

十二、派遣先における作業内容、作業環境等に関する問題が生じた場合には、派遣労働者、派遣先事業主及び派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

十三、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

十四、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

十五、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

十六、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

十七、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

十八、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

十九、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

二十、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

二十一、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

二十二、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

二十三、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

二十四、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

二十五、派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事

業主に對する指導に努めること。

目次

第一節 業務の範囲(第四条)

第二節 事業の許可等(第十五条)

第三節 補則(第二十三条～第二十五条)

第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

七四〇

第一節 労働者派遣契約(第二十六条 第二十九条)	る措置
第二節 派遣元事業主の講すべき措置等(第三十条 第三十八条)	である労働者派遣事業をいう。
第三節 派遣先の講すべき措置等(第三十九条 第四十三条)	(船員に対する適用除外)
第四節 労働基準法等の適用に関する特例等(第四十四条 第四十七条)	第三条 この法律は、船員職業安定法(昭和二十年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員については、適用しない。
第五章 罰則(第五十八条 第六十二条)	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置
附則	第一条 業務の範囲
(目的)	第四条 労働者派遣事業は、港湾運送業務(港湾号に規定する港湾運送の業務をいう。)、建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改修、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務をいう。)その他の業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣(以下この項及び次節において単に「労働者派遣」という。)により派遣労働者に従事させることができるようになる。
第一条 この法律は、職業安定法(昭和二十一年法律第百四十一号)と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もつて派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用關係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。	第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。	第四条 この法律は、職業安定法(昭和二十一年法律第百四十一号)と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もつて派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。
三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいいう。	第五条 適用対象業務について一般労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、労働大臣の許可を受けなければならない。
四 特定労働者派遣事業 特定労働者派遣事業者(業として行われる労働者派遣の対象とな	第六条 第二節 第二款 一般労働者派遣事業

2	何人も、適用対象業務以外の業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。
3	第二節 事業の許可等
4	第一条 業務の範囲
5	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置
6	第一条 業務の範囲
7	第二節 事業の許可等
8	第一条 業務の範囲
9	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置
10	第一条 業務の範囲
11	第二節 事業の許可等
12	第一条 業務の範囲
13	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置
14	第一条 業務の範囲
15	第二節 事業の許可等
16	第一条 業務の範囲
17	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置
18	第一条 業務の範囲
19	第二節 事業の許可等
20	第一条 業務の範囲
21	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置
22	第一条 業務の範囲
23	第二節 事業の許可等
24	第一条 業務の範囲
25	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置
26	第一条 業務の範囲
27	第二節 事業の許可等
28	第一条 業務の範囲
29	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置
30	第一条 業務の範囲
31	第二節 事業の許可等
32	第一条 業務の範囲
33	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置
34	第一条 業務の範囲
35	第二節 事業の許可等
36	第一条 業務の範囲
37	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置
38	第一条 業務の範囲
39	第二節 事業の許可等
40	第一条 業務の範囲
41	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置
42	第一条 業務の範囲
43	第二節 事業の許可等
44	第一条 業務の範囲
45	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

1	二 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
2	三 第十四条第一項(第一号を除く。)の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
3	四 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの
4	五 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
5	(許可の基準等)
6	第六条 労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
7	一 当該事業の実施が、当該事業対象業務に係る労働力の需給の適正な調整の促進のために適当ないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務のうち、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、労働力の需要及び供給の迅速かつ的確な結合を図るために、労働者派遣により派遣労働者に従事させることができるようになる。
8	二 申請者が、当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。
9	三 前号に掲げるもののほか、申請者が、当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
10	四 前項の事業計画書とは、労働省令で定めるところにより、当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。
11	五 第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所
12	六 前項の申請書には、事業計画書その他労働省令で定める書類を添付しなければならない。
13	七 第七条 労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
14	一 当該事業の実施が、当該事業対象業務に係る労働力の需給の適正な調整の促進のために必要であり、かつ、適切であること。
15	二 申請者が、当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。
16	三 前号に掲げるもののほか、申請者が、当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
17	四 前項の事業計画書とは、労働省令で定めるところにより、当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。
18	五 第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所
19	六 前項の申請書には、事業計画書その他労働省令で定める書類を添付しなければならない。
20	七 第七条 劳働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
21	八 第八条 労働大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、労働省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
22	九 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。
23	十 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。



もつて、他人に特定労働者派遣事業を行わせてはならない。

**第三節 補則**

(事業報告〇等)

第二十三条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、労働省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

前項の事業報告書には、労働省令で定めるところにより、当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

派遣元事業主は、派遣労働者をこの法律の施行地外の地域に所在する事業所その他の施設において就業させるための労働者派遣(以下「海外派遣」という。)をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(職業安定法第二十条の準用)

第二十四条 職業安定法第二十条の規定は、労働者派遣事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(以下「労働者派遣事業」について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(以下「労働者派遣事業」といふ。)第二十三条〇第一項に規定する派遣元事業主(以下単に「派遣元事業主」という。)と、事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは「事業所に、労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣(以下単に「労働者派遣」という。)(当該同監視業又は作業所閉鎖の行われる際現に当該事業所に関し労働者派遣をしている場合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。)をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に労働者派遣がされる」と、「公共職業安定所は、当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を派遣元事業主に對するものとし、当該通報を受けた派遣元事業主は、当該事業所に関し、労働者派遣(当該通報の際に当該事業所に関し労働者派遣をし、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。)をしてはならない」と、「使用された労働者」とあるのは「使用された労働者(労働者派遣に係る労働に從事していた労働者を含む。)」と「労働者を紹介する」とあるのは「労働者派遣をする」と読み替えるものとする。

(運用上の配慮)

第二十五条 労働大臣は、労働者派遣事業による労働力の需給の調整が職業安定法に定める他の労働力の需給の調整に係る制度に基づくものとの調和の下に行われるよう配慮しなければならない。

第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節 労働者派遣契約

(契約の内容等)

第二十六条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣することを約する契約をいう。)の当事者は、労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人數を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という。)の場所

三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する

第二十七条 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、労働者派遣契約を解除しない。

第二十八条 労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該派遣就業に關し、この法律又は第四節の規定により違反した場合においては、當該労働者派遣を停止し、又は當該労働者派遣契約を解除することができる。

第二十九条 労働者派遣契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等

(派遣労働者等の福祉の増進)

第三十条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者の希望及び能力に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、これらの者の福祉の増進を図るように努めなければならない。

第三十一条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者(第四節を除き、以下「派遣先」という。)がその指揮命令の下に当該派遣労働者に労働させるに当たつて当該派遣就業に關しこの法律又は第四節の規定により適用される法律の規定に違反することがないようにその他当該派遣就業が適正に行われるよう、必要な措置を講ずる等適切な配慮をしなければならない。

(適正な派遣就業の確保)

第三十二条 派遣元事業主は、労働者派遣契約又は派遣就業規則において、労働者派遣の対象として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示しなければならない。

第三十三条 派遣元事業主は、労働者派遣契約又は就業規則において労働者派遣の対象となる旨の定めのある労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示し、その同意を得なければならない。

(派遣労働者に係る雇用制限の禁止)

第三十四条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者との間で、正当な理由がなく、その者に係る派遣先である者(派遣先であつた者を含む。)又は派遣先となることとなる者に当該派遣元事業主との雇用關係の終了後

雇用されることを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者ごとに次に係る派遣先である者又は派遣先となる者との間で、正当な理由がなく、その者が当該派遣労働者を当該派遣元事業主との雇用関係の終了後雇用することを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

#### (就業条件の明示)

第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、労働省令で定めるところにより、その旨及び第二十六条第一項各号に掲げる事項その他労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るものを明示しなければならない。

#### (派遣元への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名その他労働省令で定める事項を派遣先に通知しなければならない。

### 官 報 (号 外)

帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一 派遣先の氏名又は名称

二 事業所の所在地その他派遣就業の場所

三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

#### 四 始業及び終業の時刻

五 従事する業務の種類

六 その他労働省令で定める事項

年間保存しなければならない。

#### (適用)

第三十八条 第三十三条及び第三十四条の規定は、派遣元事業主以外の労働者派遣をする事業主について準用する。この場合において、第三十三条中「派遣先」とあるのは、「労働者派遣の役務の提供を受ける者」と読み替えるものとす。

#### (派遣元管理台帳)

第四十二条 派遣先は、労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 派遣元事業主の氏名又は名称

二 派遣就業をした日

三 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間

四 従事した業務の種類

五 その他労働省令で定める事項

二 派遣先は、前項の派遣先管理台帳を三年間保存しなければならない。

#### (派遣先責任者)

第四十条 派遣先は、その指揮命令の下に労働させられる派遣労働者から申出を受けた苦情の的確な処理その他の当該派遣就業が適正に行われるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (派遣先責任者)

第四十一条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

一 第三十二条、前二条及び次条に定める事項に關すること。

二 当該派遣労働者に対して必要な助言及び指導を行うこと。

三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に當たること。

四 当該派遣先との連絡調整に關すること。

#### (派遣元管理台帳)

第三十七条 派遣元事業主は、労働省令で定めるところにより、派遣就業に關し、派遣元管理台帳

る法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に雇用され、他の事業主の事業における派遣就業のために当該事業に派遣されていき同法第九条に規定する労働者であつて、当該の事業主(以下この条において「派遣先の事業主」という。)に雇用されていないもの(以下この節において「派遣中の労働者」という。)の派遣就業に関しては、当該派遣中の労働者が派遣されている事業(以下この節において「派遣先の事業」という。)もまた、派遣中の労働者を使用する同法第十条の事業とみなして、同法第三条、第五条及び第六十九条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。

口 当該派遣労働者に係る第三十九条に規定する労働者派遣契約の定め

ハ 当該派遣労働者に係る第三十五条の規定による通知

ニ 次条に定める事項に関する」と。

三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に當たること。

四 当該派遣元事業主との連絡調整に関するこ

ト。

二 次条に定める事項に関する」と。

三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に當たること。

四 当該派遣元事業主との連絡調整に関するこ

ト。

二 次条に定める事項に関する」と。

三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に當たること。

四 当該派遣元事業主との連絡調整に関するこ

ト。

二 派遣先は、労働省令で定めるところにより、当該規定期に基づいて発する命令の規定(これら

の規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。

この場合において、同法第三十二条第二項中「就業規則その他により」とあるのは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十四条第三項に規定する派遣元の使用者(以下單に「派遣元の使用者」といふ。)が、就業規則その他により」と、同法第三十六条中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業(労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業をいう。)の事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数

の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。

イ この法律及び次節の規定により適用され



派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条、第十四条から第五条の二まで、第十七条、第二十条から第二十七条まで、第二十九条から第三十条の二まで、第三十六条（同法第三十条第一項及び第四項並びに第三十条の二第一項及び第四項の規定に係る部分に限る。）、第四十五条（第二項を除く。）第五十七条の二から第五十八条まで、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十四条、第六十五条、第六十六条第二項前段及び後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三項、第四項（同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第五項（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）並びに第六項（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十八条、第六十九条、第九章第一節、第八十一条並びに第八十九条の規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）」を適用する。

八条第七項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」とする。

4 前項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者に關しては、労働安全衛生法第四十五条第一項中「事業者」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）」とす。

5 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関する第三項前段に掲げる規定及び労働安全衛生法第四十五条第二項の規定の適用については、当該派遣元の事業の事業者は当該派遣中の労働者を使用しないものと、当該派遣中の労働者は当該派遣元の事業の事業者に使用されないものとみなす。

6 派遣元の事業の事業者は、労働者派遣をする場合であつて、第三項の規定によりその事業における当該派遣就業のために派遣される労働者を使用する事業者とみなされることとなる者が当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該労働者派遣に係る派遣労働者を労働させたならば、同項の規定により適用される労働安全衛生法第五十九条第三項、第六十二条第一項、第六十八条又は第六十九条の規定（次項において単に「労働安全衛生法の規定」といふ。）に抵触することとなるときにおいては、当該労働者派遣をしてはならない。

7 派遣元の事業の事業者が前項の規定に違反したとき（当該労働者派遣に係る派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者において当該

項の規定に基づく命令の規定」と、同法第八十一条第七項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」とする。

8 第一項、第三項及び第四項に定めるもののほか、労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、労働安全衛生法第五条第一項中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）」とす。

9 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業者とみなされる者において当該

労働安全衛生法の規定に抵触したこととなつたときは、当該派遣中の労働者に対し第三項の規定により適用される労働安全衛生法第五条第二項、第三項若しくは第四項の規定による健康診断を行つたとき、又は当該派遣中の労働者から同条第五項ただし書の規定による健康診断の結果を証明する書面の提出があつたときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、当該派遣中の労働者に係る同条第六項の規定による記録に基づいてこれらの健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元の事業の事業者に交付しなければならない。

10 第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者（第八項の規定により読み替えて適用される労働安全衛生法第五条第一項）は、当該派遣中の労働者に対し第三項の規定により適用される労働安全衛生法第五条第二項、第三項若しくは第四項の規定による健康診断を行つたとき、又は当該派遣中の労働者から同条第五項ただし書の規定による健康診断の結果を証明する書面の提出があつたときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、当該派遣中の労働者に係る同条第六項の規定による記録に基づいてこれらの健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元の事業の事業者に交付しなければならない。

11 前項の規定により同項の書面の送付を受けた派遣元の事業の事業者は、労働省令で定めるところにより、当該書面を保存しなければならない。

12 前二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

13 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

14 前各項の規定による労働安全衛生法の特例について、同法第九条中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）」とす。

15 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に適用する労働安全衛生法第十九条第一項中「労働者」とあるのは「労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）」とす。

16 その事業に使用する労働者が派遣先の事業に適用する労働安全衛生法第十九条第一項の規定により適用される場合を含む。以下この条にお

む。」)と、同法第百五十五条第一項中「(第二章の規定を除く。)」あるのは「(第二章の規定を除く。)及び労働者派遣法第四十五条の規定」として、これらの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。

15 む。」と、同法第百十五条规定第一項中「(第二章の規定を除く。)」とあるのは「(第二章の規定を除く。)及び労働者派遣法第四十五条の規定」として、「これらの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)」を適用する。

第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び前項の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定又は第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれららの規定に基づく命令の規定に違反した者に関する同法の規定の適用については、同法第十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十五条の規定により適用される場合を含む。)又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第五十一条第二項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。)」、同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第五十五条の規定により適用される場合を含む。」と、同法第五十六条规定第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とあるのは「第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」とあるのは「第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条第三項及び第四項の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第五十六条第六項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。)」と、これらの規定に基づく処分又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定を含む。」を適用する。

第一条第一項第五号に規定する事業者（以下「事業者」という。）と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、同法第五条から第十九条の二まで、第十一条から第十四条まで、第十五条第三項、第十六条から第十七条まで及び第三十五条の二の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第九条の二第一項中「離職」とあるのは、「離職（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者の役務の提供の終了。以下この項において同じ。）と、同法第三十五条の二中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十六条の規定を含む。）」）とす。

2 その事業に使用する労働者が派遣先の事業（粉じん作業に係るものに限る。）における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業（粉じん作業に係るものに限る。）に関する前項前段に掲げる規定の適用については、当該派遣元の事業の事業者は当該派遣中の労働者を使用しないものと、当該派遣中の労働者は当該派遣元の事業の事業者に使用されないものとみなす。

3 第一項の規定によりじん肺法の規定を適用する場合には、同法第十条中「事業者は、じん肺健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）を行わ者が同法第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を」と、

「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは「同法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業を行わ者にあっては労働安全衛生

第二章 中国古典文学名著与现代文化研究

生法第六十六条第一項又は第二項の、派遣先の事業を行う者にあつては同条第二項の」として、同条の規定を適用する。

4 粉じん作業に係る事業における派遣中の労働者の派遣就業に関しては、当該派遣元の事業を行つ者(事業者に該当する者を除く。次項及び第六項において同じ。)を事業者と、当該派遣元の事業を行つ者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、じん肺法第二十条の二から第二十一条まで及び第二十二条の二の規定(同法第二十一条の規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。

5 粉じん作業に係る事業における派遣中の労働者の派遣就業に関しては、派遣元の事業を行つ者を事業者とみなして、じん肺法第二十二条の規定(同法第二十二条の規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。

6 派遣先の事業において常時粉じん作業に従事したことのある労働者であつて現に派遣元の事業を行つ者に雇用されるもののうち、常時粉じん作業に従事する労働者以外の者(当該派遣元の事業において現に粉じん作業以外の作業に常時従事している者を除く。)については、当該派遣元の事業を行つ者を事業者とみなして、じん肺法第八条から第十四条まで、第十五条第三項、第十六条から第十七条まで、第二十条の二及び第三十五条の二の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第十条中「事業者は、じん肺健康診断」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十六条の規定により事業者とみなされた者を含む。第四条第一項(同法第十五条第三項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときにおいては、労働省令で定めるところにより、当該通知の内容を記載した書面を作成し、遅滞なく、当該派遣元の事業を行う者に送付しなければならない。

7 第一項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、当該派遣中の労働者に対しても、じん肺健康診断を行つたとき又は同項の規定により適用されるじん肺法第十一條ただし書の規定により当該派遣中の労働者からの書面の提出を受けたときには、労働省令で定めるところにより、当該派遣中の労働者に係る同項の規定により適用される同法第十七条第一項の規定により作成した記録に基づいて当該じん肺健康診断の結果を記載した書面を作成し、第一項の規定により適用される同法第十四条第一項(同法第十五条第三項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときにおいては、労働省令で定めるところにより、当該通知の内容を記載した書面を作成し、遅滞なく、当該派遣元の事業を行う者に送付しなければならない。

8 前項の規定により同項の書面の送付を受けた派遣元の事業を行う者は、労働省令で定めるところにより、当該書面を保存しなければならない。

9 派遣元の事業を行う者は、粉じん作業に係る事業における派遣就業に従事する派遣中の労働者で常時粉じん作業に従事するもの(じん肺管理区分が管理三、管理四又は管理四と決定された労働者を除く。)が労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の健康診断(当該派遣先の事

業を行う者の行うもの)を除く。)において、じん肺法第二条第一項第一号に規定するじん肺(以下単に「じん肺」という。)の所見があり、又はじん肺にかかる疑いがあると診断されたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先の事業を行う者に通知しなければならない。

10 前項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、同項の罰金刑を科する。

12 前各項の規定によるじん肺法の特例については、同法第三十二条第一項中「事業者」とあるのは「事業者労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十条の規定の適用については、同条中「事業者は」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十条第三項に規定する派遣元の事業(以下単に「派遣元の事業」という。)を行つ者が」と、「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第二項の」とする。

13 派遣元の事業を行う者が事業者に該当する場合であつてその者が派遣中の労働者に對してじん肺健康診断を行つたときにおけるじん肺法第四十条の規定の適用については、同条中「事業者は」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十条第三項に規定する派遣元の事業(以下単に「派遣元の事業」という。)を行つ者が」と、「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第二項の」とする。

14 この条の規定によりじん肺法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。(作業環境測定法の適用の特例)

15 第四十七条 第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八条)第二条第一号に規定する事業者に含まれるものとして、同法第一章、第八条第二項(同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)第四章及び第五章の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「労働安全衛生法第六十五条第一項」とあるのは、「労働安

の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。次条において同じ。」とする。

第四十五条の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定、同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定又は前項の規定により適用される作業環境測定法若しくは同法に基づく命令の規定に違反した者に関する同法の規定の適用については、同法第六条第三号中「この法律又は労働安全衛生法(これらに基づく命令を含む。)の規定」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。)又は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらに基づく命令の規定に基づく命令の規定」と、同法第二十一条第二項第五号イ中「この法律又は労働安全衛生法(これらに基づく命令を含む。)の規定」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定)と、同法第二十三条第二項及び第二十四条第四項中「この法律若しくは労働安全衛生法(これらに基づく命令又は处分を含む。)」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条又は第十六条項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定)と、同法第十五条规定に基づく命令の規定」と、同法第

同法第三十二条第一項及び第三十四条第一項中「この法律若しくは作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)又はこれらに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)若しくはこれらに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。)又は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とする。

3 この条の規定により作業環境測定法の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

#### 第四章 雜則

(指導及び助言)

第四十八条 労働大臣は、この法律(前章第四節の規定を除く。第五十条及び第五十一条において同じ。)の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するため必要な指導及び助言をすることができる。

2 労働大臣は、労働力需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業が車ら労働者派遣の役務を専門の者に提供することを目的として行われている場合(労働省令で定める事由に該当する場合を除く)において必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣事業の目的又は内容を変更するよう勧告することができる。

#### (改善命令)

第四十九条 労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関する法律その他の労働に関する法律若しくは労働安全衛生法(これらに基づく命令又は处分を含む。)とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条又は第十六条項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定)と、同法第十五条规定に基づく命令の規定」と、同法第

第五十条 労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、労働省令で定めるとところにより、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第五十一条 労働大臣は、この法律を施行するため必要的な限度において、所属の職員に、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第五十二条 労働大臣は、次に掲げる場合には、関係行政機関の長に協議するものとする。

一 第五条第一項又は第十一条第一項の許可をしない、又は許可を受けようとするとする者

二 第八条第三項の規定による許可証の再交付を受けようとする者

三 第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとするとする者

四 第十一条第一項の許可を受けようとするとする者

五 第十二条第四項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の書換えを受けようとするとする者

(経過措置の命令への委任)

第五十三条 労働大臣は、第十四条又は第二十一条の規定による処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聽聞を行わなければならない。

2 前項の聽聞に際しては、当該処分に係る者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えるなければならない。

3 前項の聽聞に際しては、当該処分に係る者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えるなければならない。

4 前項の聽聞に際しては、当該処分に係る者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えるなければならない。

5 前項の聽聞に際しては、当該処分に係る者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えるなければならない。

#### (報告)

れだとき。

(聴聞)

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

四 手数料

第五十五条 この法律の規定に基づき政令又は労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五十六条 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。

(労働省令への委任)

第五十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

二 第十六条第一項に規定する届出書が提出さる届出があつたとき。

一 第十一条第三項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十九条又は第二十条の規定によることを命ずることができる。

二 第十六条第一項に規定する届出書が提出さる届出があつたとき。

一 第十一条第三項、第十二条第一項、第十三

### 第五章 罰則

第五十八条 公衆衛生又は公衆道德上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした者は、一年以上十年以下の懲役又は五万円以上百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第三項又は第十五条の規定に違反した者

二 第五条第一項の許可を受けないで一般労働者派遣事業を行つた者

三 偽りその他不正の行為により第五条第一項の許可又は第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

四 第十四条第二項又は第二十二条の規定による処分に違反した者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六ヶ月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六ヶ月以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の許可を受けないで事業所の所在地又は事業対象業務の種類を変更した者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六ヶ月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号の規定による処分に違反した者

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項(第十条第五項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する申請書、第五条第三項(第十条第五項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類、第十六条第一項に規定する届出書又は同条第二項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十一条第三項、第十二条第一項、第十三

条第一項、第十九条又は第二十条(〇又は第二十  
三条第三項

による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十四条から第三十七条まで、第四十一  
条又は第四十二条の規定に違反した者

四 第五十条の規定による報告をせず、又は虚  
偽の報告をした者

五 第五十一条第一項の規定による立入り若し  
くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又  
は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の  
陳述をした者

六 第五十二条第一項の規定による立入り若し  
くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又  
は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の  
陳述をした者

七 第五十三条第一項の規定による立入り若し  
くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又  
は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の  
陳述をした者

八 第五十四条第一項の規定による立入り若し  
くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又  
は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の  
陳述をした者

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

のないよう、厳格な指導に努めること。

六、派遣元事業主から教育訓練に関する計画を提出させ、これに基づき、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進が図られるよう、適切な指導と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

#### 一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

### 附帯決議

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、対象業務を具体的に定めるに当たつては、我が国の雇用慣行との調和に十分留意し、常用雇用労働者の代替を促すこととならないよう、十分見を尊重して、慎重に対処すること。特に、製造業の直接生産工程に従事する業務について

は、労働者派遣事業の対象とはしないこと。

二、請負形式により実質的に労働者派遣事業が行われることを防止するため、請負であるか否かの認定基準の作成に当たつては、中央職業安定審議会の意見を聴いて、可能な限り客観的に明確なものとなるよう慎重に検討するとともに、その厳正な運用に努めること。

三、派遣先における作業内容、作業環境等に関する問題が生じた場合には、派遣労働者、派遣先事業主及び派遣元事業主との十分な協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事業主に対する指導に努めること。

四、労働者派遣事業は、労働力需給調整制度の一つとして位置付けられるものであると同時に派遣労働者の雇用の安定、福祉の増進に資することを目的とするものであることにかんがみ、单なる企業内の余剰労働力の調整策として行われることのないよう適切な運用に努めること。

五、いわゆる二重派遣は、労働者供給事業に該当し、禁止されるものであるので、その旨の周知徹底を図るとともに、二重派遣が行われることのないよう、厳格な指導に努めること。

六、派遣元事業主から教育訓練に関する計画を提出させ、これに基づき、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進が図られるよう、適切な指導と認める。

七、労働時間、休日等の労働基準法等の適用の特例については、労働者の保護に欠けることのないよう、その周知徹底に努めること。

八、労働者派遣事業と有料職業紹介事業とが競合することにより、労働者の保護に欠けることのないよう、適切な調整に努めること。

九、労働者派遣事業の他の民間の労働力需給調整システムにより就業する労働者について、社会・労働保険の適用の促進その他の福祉の向上が図られるよう、適切な指導に努めること。

十、労働者派遣事業が適切に運営され、労働者の保護と雇用の安定が確保されるよう、関係職員の増員をはじめ、行政体制及び民間の協力体制の整備を図るとともに、労働力需給の変化に的確に対応するため、公共職業安定機関の機能の充実、強化に努めること。

十一、いわゆる派遣店員について、その適正な取扱いを確保するため、派遣元、派遣先両者間の取り決め及び派遣店員の管理の在り方に關し、業界に對し適切な指導に努めること。

十二、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

### 審査報告書

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和六十年六月六日

参議院議長 木村 腊男殿 社会労働委員長 遠藤 政夫

虚偽の記載をして提出した者

二 第十一条第三項、第十二条第一項、第十三

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六年五月十七日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 瞬男殿

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(労働基準法の一部改正)

第一条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第二項中「及び作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)」を「作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第

号、第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。以下この項において同じ。)」に、「及び作業環境測定法の」を「作業環境測定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び労働者供給事業」を「労働者供給事業及び労働者派遣事業」に改め  
第五節 労働者派遣事業

第四条第四号中「又は労働者供給事業」を「労働者供給事業又は労働者派遣事業」に規定する法律(昭和六年法律第一号)を「以下「労働者派遣法」という。)第二条第三号に規定する

労働者派遣事業(以下「労働者派遣事業」という。)に改める。

第五条の見出しを「(用語の意義)」に改め、同条第三項を次のよう改める。

この法律で有料の職業紹介とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

第五条第六項中「基づいて」を「基づいて」に、「他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする」に改める。

第十二条第三項中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)」を「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)」を「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十二年法律第三十二号)及び労働者派遣法(昭和五十二年法律第三十二号)」に改める。

第二章第四節中第二十六条から第三十一条までを削り、第二十五条の四の後に次のように加える。

第二十六条から第二十九条まで 削除

第三章の章名中「及び労働者供給事業」を「労働者供給事業及び労働者派遣事業」に改める。

第三十一条の二中「別段の定」を「別段の定め」に、「除外」を「除くほか」に、「及び労働者供給事業」を「労働者供給事業及び労働者派遣事業」に改める。

第三章第二節中第三十二条の前に次の二条を加える。

(職業紹介事業を行う者の責務)

第三十一条 次条又は第三十三条の規定により職業紹介事業を行なう者は、当該事業の業務の運営に当たつては、職業安定機関との連携の下に、

その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十二条第三項中「曾利職業紹介事業」を「介事業」に改め、「その事業を開始する前に」を「前項」に改め、「第四項」を「次項」に、「中央職業安定審査委員会に規定する法律(昭和六年法律第一号)」を「以下「労働者派遣法」という。)第二条第三号に規定する

議会に諮問のうえ定める五万円を超えない金額」を第六項の規定により定める手数料の徴収の実情並びに求職者及び求人者の保護を考慮して、中央職業安定審査委員会に諮問の上定める金額に改め、同条第六項中「実質職業紹介事業又は

専利職業紹介事業」を「第一項ただし書の許可を受けて有料の職業紹介事業」に改め、「それぞれ」を削り、「のうえ」を「の上」に、「の外」を「ほか」に改め、同条第七項及び第八項中「第一項」を「第一項ただし書」に改め、同条第七項の次に次二項を加える。

前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときには、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る有料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならぬ。前項に規定する許可の有効期間の更新を受けたときは、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る有料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならぬ。

前項に規定する許可の有効期間の更新を受けようする者は、労働大臣が、実費を勘案して、中央職業安定審査委員会に諮問の上定める額の更新手数料を納付しなければならない。

第三十二条第五項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項ただし書の許可を受けようとする者は、労働大臣が、実費を勘案して、中央職業安定審査委員会に諮問の上定める額の更新手数料を納付しなければならない。

第三十二条第二項中「なす」を「する」に、「予め」を「あらかじめ」に、「但し」を「ただし」に改め、「労働組合法による労働組合」の下に「その他これに準ずるものであつて命令で定めるもの

(第四十五条及び第四十六条において「労働組合等」という。)を加え、同条第三項中「二年」を「三年」に改め、同項の次に第一項を加える。

前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときには、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る無料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

第三十三条の二の見出し中「学校」を「学校等」に改め、同条第一項を次のよう改める。

次の各号に掲げる施設の長は、労働大臣に届け出て、当該各号に定める者について、無料の職業紹介事業を行なうことができる。

一 学校教育法第一条に規定する学校(小学校及び幼稚園を除く)。当該学校の学生若しくは生徒又は当該学校を卒業した者(命令で定める者を除く。)

二 専修学校 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者(命

令で定める者を除く。)

三 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条第二項各号に掲げる施設 当該施設の行う職業訓練を受ける者

又は当該職業訓練を修了した者

四 職業訓練大学校 当該職業訓練大学校の行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者

五 第三十三条の二 第三項中「第一項を「前項に、『学校の長は、その学校』を「同項各号に掲げる施設の長は、当該施設」に、「の中」を「のうち」に、「代わつて」を「代わつて」に改め、同条第

四項中「文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう」を「第一項各号に掲げる施設の長が同項の規定により行なう」に改め、同条第五項中「学校の長」を「同項各号に掲げる施設の長」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

労働大臣は、第一項第一号及び第二号に掲げる施設の長に係る前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ文部大臣と協議しなければならない。

第三十三条の二第二項を削る。

の長」を行おうとする同項各号に掲げる施設の長に改める。

第三十四条第一項ただし書中「但し」を「ただしこれ」、「学校」を第三十三条の二第一項各号に掲げる施設に改める。

第三十五条ただし書を削る。

第三十六条中「労働者を募集し」を「労働者の募集を行い」に、「労働者を募集させようとする」を「労働者の募集を行わせようとする」に、「の許可を受けなければ」を「に届け出なければ」に、「但し」を「ただし」に、「労働者を募集する」を「労働者の募集を行う」に改める。

第三十八条第一項中「第三十六条ただし書」を「第三十六条」に、「附して」を「付して」に改め、同条第二項中「前二条」を「前条第一項」に、「行わうとする」を「行おうとする」に、「なす」を「する」に改める。

第三十九条に規定する方法による労働者の募集を行おうとする者は、労働者の適切な職業選択に資するため、前項において準用する第十八条の規定により該募集に係る從事すべき業務の内容等を明示するに当たつては、當該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないよう平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第四十条に規定する方法による労働者の募集を行おうとする者は、労働者の適切な職業選択に資するため、前項において準用する第十八条の規定により該募集に係る從事すべき業務の内容等を明示するに当たつては、當該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないよう平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第四十一条に規定する方法による労働者の募集を行おうとする者は、労働者の適切な職業選択に資するため、前項において準用する第十八条の規定により該募集に係る從事すべき業務の内容等を明示するに当たつては、當該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないよう平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第四十二条に規定する方法による労働者の募集を行おうとする者は、労働者の適切な職業選択に資するため、前項において準用する第十八条の規定により該募集に係る從事すべき業務の内容等を明示するに当たつては、當該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないよう平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第四十三条に規定する方法による労働者の募集を行おうとする者は、労働者の適切な職業選択に資するため、前項において準用する第十八条の規定により該募集に係る從事すべき業務の内容等を明示するに当たつては、當該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないよう平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第四十四条に規定する方法による労働者の募集を行おうとする者は、労働者の適切な職業選択に資するため、前項において準用する第十八条の規定により該募集に係る從事すべき業務の内容等を明示するに当たつては、當該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないよう平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第四十五条に規定する方法による労働者の募集を行おうとする者は、労働者の適切な職業選択に資するため、前項において準用する第十八条の規定により該募集に係る從事すべき業務の内容等を明示するに当たつては、當該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないよう平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第四十六条に規定する方法による労働者の募集を行おうとする者は、労働者の適切な職業選択に資するため、前項において準用する第十八条の規定により該募集に係る從事すべき業務の内容等を明示するに当たつては、當該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないよう平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第五節 労働者派遣事業

第四十七条の二 労働者派遣事業に関しては、

労働者派遣法の定めるところによる。

第五十条第二項中「学校」を「同項第一号又は第一号に掲げる施設」に、「前項」を「第一項」に、「予め」を「あらかじめ」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、命令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えるなければならない。

第六十三条中「左の」を「次の」に、「二千円以上三万円以下」を「五万円以上百万円以下」に改める。

第六十四条中「左の」を「次の」に、「一千万円」を「一十万円」に改め、同条第一号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

第六十五条第一項中「左の」を「次の」に、「二千円以上三万円以下」を「五万円以上百万円以下」に改める。

第六十六条中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第六十七条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第六十六条中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第六十七条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第六十八条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第六十九条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十一条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十二条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十三条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十四条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十五条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十六条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十七条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十八条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十九条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第八十条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第八十一条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第八十二条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第八十三条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第八十四条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第八十九号の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十一の次に次の二号を加える。

二十の十二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第百二号)

第六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三十九号の次に次の二号を加える。

三十九の二 労働者派遣事業についての許可その他その監督に關すること。

第四条第五十一号中「及び特定不況業種・特定期間」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」に改め、同条第一号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三十九の三 労働者派遣事業についての許可その他その監督に關すること。

第四条第五十一号中「及び特定不況業種・特定期間」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」に改め、同条第一号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三十九の四 労働者派遣事業についての許可その他その監督に關すること。

第四条第五十一号中「及び特定不況業種・特定期間」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」に改め、同条第一号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三十九の五 労働者派遣事業についての許可その他その監督に關すること。

第四条第五十一号中「及び特定不況業種・特定期間」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」に改め、同条第一号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三十九の六 労働者派遣事業についての許可その他その監督に關すること。

第四条第五十一号中「及び特定不況業種・特定期間」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」に改め、同条第一号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三十九の七 労働者派遣事業についての許可その他その監督に關すること。

第四条第五十一号中「及び特定不況業種・特定期間」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」に改め、同条第一号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三十九の八 労働者派遣事業についての許可その他その監督に關すること。

第四条第五十一号中「及び特定不況業種・特定期間」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」を「第六十二条第二項(労働者派遣法第四十四条)」に改め、同条第一号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同号の次に次の二号を加える。

七二二

する特別措置法及び労働者派遣法に改める。  
第十条第一項中「及び特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び労働者派遣法」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第二号)の施行の日から施行する。

## (職業安定法の一項改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の職業安定法(以下この条において「旧職業安定法」という。)第三十二条第一項ただし書の許可を受けている者は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)に、同様の改正後の職業安定法(以下この条において「新職業安定法」という。)第三十二条第一項ただし書の許可を受けた者とみなす。この場合において、その者についての新職業安定法第三十二条第七項に規定する許可の有効期間は、その者が旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の許可を受けた日から起算して一年を経過する日までとする。

二 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条第三項の規定により供託されている保証金は、その額の限度で、新職業安定法第三十二条第四項の規定により供託されている保証金とみなす。  
三 施行日前に旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の許可を受けた者に係る同条第五項の許可については、なお従前の例による。

四 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十条の規定による届出をした者は、その申請をして

二条第一項ただし書の規定により実費職業紹介事業の許可を受けている者が、施行日から起算して三十日を経過する日(施行日からその者についての実費職業紹介事業の許可の有効期間の末までの日数が三十日に満たないときは、その有効期間の末日)までに、労働大臣に対し、新職業安定法第三十三条第一項の無料の職業紹介事業を行うことの希望を有する旨の届出をしたときは、その者は、当該届出をした日に、同様の許可を受けた者とみなす。この場合において、その者についての新職業安定法第三十三条第一項に規定する許可の有効期間は、同項の規定にかかわらず、その者についての実費職業紹介事業の許可の有効期間の末日までとする。

五 前項の場合において、同項の規定により新職業安定法第三十三条第一項の許可を受けた者とみなされた者についての第一項後段に規定する許可の有効期間は、同項後段の規定にかかわらず、前項の届出をした日の前日までとする。この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けている者についての当該許可の有効期間は、新職業安定法第三十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

六 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けている者についての当該許可の有効期間は、同項の規定にかかわらず、前項の届出をした日の前日までとする。この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けている者は、同項の規定にかかわらず、前項の届出をした日の前日までとする。

七 専修学校の長、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条第二項各号に掲げる施設の長又は職業訓練大学校の長であつて、この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けているもの又はその申請をしているものは、施行日に、新職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届出をしたものとみなす。

八 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十条の規定による届出をした者は、その申請をして

いる者は、施行日に、新職業安定法第三十六条の規定による届出をした者とみなす。

九 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三条 届用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律(昭和六十年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、労働基準法第九十八条第二項の改正規定中「中央労働基準審議会は、に」の下に「以下この項を次条第二項に」を加え、「及び作業環境測定法」を「作業環境測定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に改めることとする。

第二条のうち、労働基準法第九十八条の次に「一条を加える改正規定中「及び作業環境測定法」を「作業環境測定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に改めることとする。

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年五月二十三日

衆議院議長 坂田 道太  
參議院議長 木村 膳男殿

六 地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求める件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月六日

參議院議長 木村 膳男殿  
社会労働委員長 遠藤 政夫

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等を行うことについて、国会の承認を求めるものであり、おむね妥当な措置と認める。

## 二、費用

本件実施のため、特に費用を要しない。

## 三、件

地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年五月二十三日

衆議院議長 坂田 道太  
參議院議長 木村 膳男殿

七 地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求める件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月六日

參議院議長 木村 膳男殿  
社会労働委員長 遠藤 政夫

五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

## 別紙

## 一 労働基準監督署

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌東労働基準監督署	札 幌 市	札幌市のうち白石区、東区及び豊平区(江別市恵庭市を除く)
小樽労働基準監督署	小 樽 市	小樽市、積丹郡(石狩町を除く)、石狩郡(石狩町を除く)
函館労働基準監督署	函 館 市	函館市、松前郡(上磯郡、鶴居郡、牟部郡、山越郡、瀬棚郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡)、豊浦町及び洞爺村を除く。
福岡東労働基準監督署	福 岡 市	福岡市のうち東区、宗像市、宗像郡、糟屋郡
北九州東労働基準監督署	北 九 州 市	北九州市のうち小倉北区、小倉南区及び門司区、若松区、中間市、遠賀郡
北九州西労働基準監督署	北 九 州 市	北九州市のうち八幡東区、八幡西区、戸畠区及び若松区

## 二 公共職業安定所及びその出張所

名 称	位 置	管 轄 区 域
上越南公共職業安定所	上 越 市	上越市、東頸城郡、中頸城郡のうち柿崎町、大潟町、吉川町、須城村、清里村及び三和村
上越北出張所	上 越 市	新井市、中頸城郡のうち板倉町、妙高高原町、妙高村及び中郷村

## 三 公共職業安定所の出張所

名 称	位 置
長尾公共職業安定所御殿 出張所	香川県大川郡大内町

〔遠藤政夫君登壇、拍手〕  
○遠藤政夫君 ただいま議題となりました五法律案及び承認案件につきまして、社会労働委員会に

おける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支

給に関する法律の一部を改正する法律案外二法律案について申し上げます。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、厚生年金保険及び船員保険、撲出制国民年金について、三・四名の特例的な物価スライド措置を行ふとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げることであります。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の主な内容は、戦傷病者、戦没者遺族等に対する障害年金、遺族年金等の額を恩給法に準じて引き上げること、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別年金を支給すること等であります。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであります。委員会におきましては、以上三案を一括議題として審議を進め、年金スライドのあり方、一般戦災者の援護、中国残留日本人孤児の受け入れ対策、被爆者に対する援護等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について、自由民主党・自由国民会議を代表して佐々木理事より施行期日等に関する修正案が提出され、次いで、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案及び原子爆弾被爆者に対する特

別法律の一部を改正する法律案それぞれについて、日本共産党を代表して安武委員より修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党提出の修正案に反対、自由民主党・自由国民会議提出の修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、まず、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について語りましたところ、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、自由民主党・自由国民会議提出の修正案並びに修正部分を除く原案はそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

次いで、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について語りましたところ、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について語りましたところ、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び原子爆弾被爆者に対する特

し、附帯決議が全会一致をもって付されておりま  
す。

また、恒久平和への決意及び被爆者対策の充実に關し、本委員会は、二度とあるのような惨禍に見舞われることのないよう改めて恒久平和への決意を表明するとともに、政府は、死没者を含めた実態調査を行い、さらに被爆者の被害の実態に即応した対策の充実に努めるべきである旨の決議を行いましたことを申し添えます。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律案の主な内

容は、労働者派遣事業を、常用雇用労働者のみで

行う特定労働者派遣事業と、一般労働者派遣事業

に区分し、前者は届け出制、後者は許可制とする

こと。労働者派遣事業は、港湾運送業務、建設業

務等を除き、専門的な知識、技術、経験を要する

業務及び特別の雇用管理を要する業務のうち、中

央職業安定審議会の意見を聽いて政令で定める業

務に限つて行うことができることとする。労

働者派遣事業を行う者についての欠格事由等を定

め、事業停止命令等の措置を講ずることとするこ

と。労働者派遣契約に派遣労働者の具体的な就業

条件を定めることとし、正当な組合活動を行つた

こと等を理由とする派遣契約の解除を禁すること

に、派遣労働者の就業・教育訓練の機会の確保等

のための努力、派遣労働者に対する就業条件の明

示等適正な雇用管理を行わせることとし、派遣先

に派遣先責任者の選任等適正な就業管理を行わせ

ることとする。労働基準法等の使用者責任を明確化することとし、基本的には派遣元の事業主が使用者責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることとします。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴

う関係法律の整備等に関する法律案は、労働者派

遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業

条件の整備等に関する法律案の成立、施行に伴つて必要とされる関係法律の整備のための規定及び

経過措置を定めるほか、これにあわせて、民間の

職業紹介事業、労働者募集及び労働組合が行う労

働者供給事業につき、その労働力需給調整機能が

効果的に発揮されるよう現行規制の簡素合理化等

の改正を行ふものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題と

して審議を進め、参考人からの意見聴取を行ふと

ともに、終身雇用との関係、派遣先における団体

交渉・協議、派遣先の使用者責任、派遣に関する

料金、派遣労働の実態等の諸問題について質疑

が行われましたが、その詳細は会議録によつて御

承知願います。

質疑を終了し、労働者派遣事業の適正な運営の

確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する

法律案について、自由民主党・自由国民会議、公

明党・国民会議及び民政党・国民連合を代表して

佐々木理事より、労働者派遣期間についての制限

のための努力、派遣労働者に対する就業条件の明示等適正な雇用管理を行わせることとし、派遣先に派遣先責任者の選任等適正な就業管理を行わせることとする。労働基準法等の使用者責任を明確化することとし、基本的には派遣元の事業主が使用者責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることとします。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴

う関係法律の整備等に関する法律案は、労働者派

遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業

条件の整備等に関する法律案の成立、施行に伴つて必要とされる関係法律の整備のための規定及び

経過措置を定めるほか、これにあわせて、民間の

職業紹介事業、労働者募集及び労働組合が行う労

働者供給事業につき、その労働力需給調整機能が

効果的に発揮されるよう現行規制の簡素合理化等

の改正を行ふものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題と

して審議を進め、参考人からの意見聴取を行ふと

ともに、終身雇用との関係、派遣先における団体

交渉・協議、派遣先の使用者責任、派遣に関する

料金、派遣労働の実態等の諸問題について質疑

が行われましたが、その詳細は会議録によつて御

承知願います。

質疑を終了し、労働者派遣事業の適正な運営の

確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する

法律案について、自由民主党・自由国民会議、公

明党・国民会議及び民政党・国民連合を代表して

佐々木理事より、労働者派遣期間についての制限

をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上の御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいま委員長報告がありまして議案のうち、労働者派遣事業の適正な運営を明確化することとし、基本的には派遣元の事業主が使用者責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることとします。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案並びに修正案並びに修正案提出の修正案並びに修正部分を除く及び日本共産党よりそれぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議より原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、まず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案について語りましたところ、自由民

主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合提出の修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案はそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に

関する法律案について語りましたところ、自由民

主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社

党提出の修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に

関する法律案について語りましたところ、自由民

主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社

党提出の修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

○議長(木村睦男君) ただいま委員長報告がありまして議案のうち、労働者派遣事業の適正な運営を明確化することとし、基本的には派遣元の事業主が使用者責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることとします。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律案は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案並びに修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に

関する法律案について語りましたところ、自由民

主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社

党提出の修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいま委員長報告がありまして議案のうち、労働者派遣事業の適正な運営を明確化することとし、基本的には派遣元の事業主が使用者責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることとします。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律案は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案並びに修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に

関する法律案について語りましたところ、自由民

主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社

党提出の修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいま委員長報告がありまして議案のうち、労働者派遣事業の適正な運営を明確化することとし、基本的には派遣元の事業主が使用者責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることとします。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律案は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案並びに修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に

関する法律案について語りましたところ、自由民

主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社

党提出の修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいま委員長報告がありまして議案のうち、労働者派遣事業の適正な運営を明確化することとし、基本的には派遣元の事業主が使用者責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることとします。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律案は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案並びに修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に

関する法律案について語りましたところ、自由民

主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社

党提出の修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいま委員長報告がありまして議案のうち、労働者派遣事業の適正な運営を明確化することとし、基本的には派遣元の事業主が使用者責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることとします。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律案は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案並びに修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に

関する法律案について語りましたところ、自由民

主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社

党提出の修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいま委員長報告がありまして議案のうち、労働者派遣事業の適正な運営を明確化することとし、基本的には派遣元の事業主が使用者責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることとします。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律案は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案並びに修正案並びに修正部分を除く及び日本社会党よりそれぞれ多数をもつて可決され、本法律案は修正案決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官

## (号外)

れ、すべての労働者が直接雇用されてきたのであります。しかるに昭和二十七年、関係業界の要請等もあって職業安定法施行規則が改悪されたことにより、社外工等の事業場下諸事業が公然と復活をし、次第に増大する結果を招いたのであります。さらに政府は、最近の労働力需給の両面にわたる変化と称して、事務処理請負業とも言われる労働者派遣事業を容認し続け、今日、百万人とも二百万人もとも言われる派遣労働者を招来せしめ、かつこれを新たな労働力需給システムとして制度化しようというのであります。これにより、労働者の雇用契約関係といふのは一層複雑となり、また野放し状態となることは必至であります。したがって、我々は、職業安定法施行規則を厳格化し、法律として本則で規定するとともに、偽装請負事業を厳しく取り締まることをここに強く求めるものであります。

第二に、対象業務が今後無限定に拡大するのではないかという懸念であります。

対象業務は、当初の四業種から十四業務に増加しておりますけれども、本法案では、特に限定する規定はなく、今後、政府の定める政令によって広く対象業務とされる可能性が残されているのであります。対象業務は法律上明確にし、最小限に限定すべきであります。我が党は、技術革新に対するソフトエア業務に限定すべきことを提案めようとしている点であります。

第三に、政府案においていわゆる登録型を認めようとしている点であります。これらは、実態的には職業紹介にはかならず、また登録型派遣労働者の身分は極めて不安定そのものであります。登録型について言われる労働者

や民営職業紹介事業の見直し、またその活用によりて対処すべきであります。

第四として、仮に一定の業務について労働者派遣事業を認めるとしても、労働者の保護、権利の保障、その観点に立った規制措置を講ずる必要があります。

しかし、政府案では、いわゆる常用雇用型については、単に届け出制とし、中間搾取への規制、派遣先における派遣労働者の利用制限、派遣労働者側との団体交渉忠誠義務等の措置、これら全くなく、このため、派遣労働者が安上がりで雇用調整に都合のよい労働力として派遣労働者を利用する企業がふえる一方、低賃金、長時間労働等、劣悪な労働条件のもとで働くされる不安定雇用労働者が増大する結果を招くことは必至であります。さらに、派遣先における常用労働者の労働条件、労働基本権も制約されることになることは明らかであります。

第五に、政府案により制度的に認められることになる業務以外の労働者派遣事業に対する規制措置が講じられていない点であります。御承知のように、労働者派遣事業は、その違法性を指摘されてきたにもかかわらず、業務請負の形態をとつて増大してきたものであります。行政当局は、形式的には職業安定法に違反していても、中間搾取が明確でない限り告発できないという態度をとってきたのであります。したがつて、この問題を解決しないまま本法案を制定することにはいかないのであります。

職業安定法等は、労働者を奴隸的拘束のもとで不自由な労働環境を作り出すものであります。そもそも、労働者供給事業と中間搾取を禁じた成長期はもちろん低成長期においても、多大の利

の理由であります。

最後に、本法案は、我が国の雇用慣行及び労働市場に重大な影響を及ぼすものであり、しかも今後の展望を欠いたまま本法案を可決することの責任の重大性は私はここに強く政府に警告して、反対討論を終わるものであります。(拍手)

○副議長(阿良根登君) 安武洋子君。

〔安武洋子君登壇 拍手〕

○安武洋子君 私は、日本共産党を代表して、いわゆる労働者派遣法案に対する反対討論を行います。

本法案は、幾千万の我が国労働者の基本的人権や労働条件にかかる重大な法案であります。それは、戦後管々として労働者が築き上げてきた民主的労働法制を根底からゆがめ、資本の飽くなき合理化と利潤追求の前に無権利状態の労働者を大量につくり出すものであります。これが全労働者の労働条件の劣悪化を招くことは必至であります。

ところが、これほど重要な法案であるにもかかわらず、我が党の本会議題旨説明要求を封殺しました上、本院社会労働委員会における審議時間はわずか十三時間、まだまだ重要問題が解明されないにもかかわらず、我が党以外の合意で審議が打ち切られたことは、國権の最高機関である国会の責任をみずから放棄するものであり、怒りを禁じることができません。私は、まずこの点について厳しく指摘するものであります。

そもそも、労働者供給事業と中間搾取を禁じた成長期はもちろん低成長期においても、多大の利潤を確保するため、社外工や臨時工の活用とともに、本来、法で禁じられている労働者供給業を請負の名のもとに大々的に取り入れてしまいまし

た。一方、政府は、これを厳しく取り締まるどころか、むしろ放任してきたのであります。そして今日、政府はみずから責任を棚上げして、法が実態に合わなくなつた、こういう口実で人貸し業法とも言うべき本法案を強引に成立させようとし

ているのであり、言語道斷であります。本法案は、技術革新に対応して大がかりな人減らしを目指す大企業の要請に全面的にこたえようとするものであります。私が委員会で指摘したように、財界は、余剰になつた労働者を他企業に供給したり、正規労働者にかかる大量の短期雇用労働者の導入を職業安定法四十四条に触れることなく行えるよう、法改正を求めていたのであります。現実に多くの大企業は、中核的な仕事以外は派遣労働者や臨時労働者で賄う雇用戦略を立て、既に大手銀行や保険会社なども派遣会社を次々とつくり、社員の派遣労働者化を進めております。まさに本法案は、この大企業の求める安上がりの労働者需給システム、これを法的に認知しようとするものにはかなりません。

さらに政府は、本法案の目的が労働者保護にあると述べていますが、これこそ国民を欺く讒弁と言わざるを得ません。すなわち、正規労働者にとっては、終身雇用制など我が國の雇用慣行が破壊され、いつでも派遣労働者にされる危険な道が開かれるのであります。さらに、派遣労働者は、派遣先企業の不当な契約料金の押しつけによつて、自身雇用制など我が國の雇用慣行が破壊されたり、労働条件を一方的に切り下げられても、その元凶である派遣先企業に対し、団体交

権も争議権も保障されず、何一つ抗議の表明もできないではありませんか。

一方、派遣先企業は不当労働行為を行っても何の制裁も受けず、野放しにされるのであります。これでは派遣労働者は、甚だしい低賃金や長時間労働、社会保険もないというみじめな労働条件を押しつけられても、何一つ文句も言えないという、まさに戦前のような無権利と屈辱の状態に置かれるることは明白ではありませんか。これは憲法の規定する基本的人権のじゅうりんであると言わねばなりません。

このことは、既に一九七〇年代前半から労働者派遣事業制度を導入してきたEC諸国の中でも厳しく批判され、そのため各国で制度の改善が進められておりました。派遣労働及び臨時労働に関するEC指令提案、これでは、派遣労働者の賃金を派遣先常用労働者と同水準にする規定や、派遣期間中は派遣先企業の就業規則を適用するなどの労働者保護条項を設けるを得なくなつたのであります。ところが本法案は、ここから教訓を引き出すどころか、逆に派遣先企業の利益を優先させ、派遣労働者のみに犠牲を押しつけるものであって、このような政府の無責任な態度は断じて認めることはできません。

さらに指摘すべきことは、本法案の登録型派遣事業が我が國も批准しているILLO九十六号条約に違反していることであります。そのため、既に関係労働組合は、本法が成立するならばILLOへの提訴を行うと通告しているのであります。このような重大な疑惑については当然ILLOに照会すべきであります。しかし、それもせず、本法案を強引に成立させようとする態度は、誠実に条約を

尊重するという国際的な義務ないがしるにするものと言わねばなりません。

以上、本法案に反対する基本的な理由を述べてまいりましたが、わけても許せないのは、本法案が労働者の人間としての尊嚴をも奪うということあります。大企業の支配のもとに従属させられ、一言の抗議もできず、企業から企業へとあたかも流浪の民のごとく移動させられるような労働関係のどこに憲法が保障する労使対等の近代的理念が生きているのでしょうか。請負という口実で派遣労働者を競争入札にかけたテレビ朝日の事実

こそ、奴隸市場の再来でなくて何であります。どこに人間としての尊厳と誇りを持つて労働し得る余地があるのでしょうか。

本法案は、まさに国家機密保護法が戦前の暗黒政治への歴史の逆行をねらつていることと軌を一にした、労働分野における中曾根内閣の戦後政治の総決算そのものであり、強く抗議をし、反対をするものであります。我が党は、革新的労働運動

の潮流が必ずやこの攻撃を打ち破つて前進することを確信し、今後とも憲法の保障する労働者の基本権利を擁護し、奮闘することを表明して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(阿具根登君) これにて討論は終局いたしました。

〔賛成者起立〕

○副議長(阿具根登君) 総員起立と認めます。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(阿具根登君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○副議長(阿具根登君) これより採決をいたしました。

本案の委員長報告は修正議決報告でございま

す。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(阿具根登君) 過半数と認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

本案の委員長報告は修正議決報告でございま

す。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(阿具根登君) 過半数と認めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(阿具根登君) 総員起立と認めます。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求める件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(阿具根登君) 過半数と認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○副議長(阿具根登君) 過半数と認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

次に、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案

○副議長(阿具根登君) 日程第一〇 住居表示に関する法律の一部を改

正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。

○副議長(阿具根登君) これより採決をいたしました。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(阿具根登君) 過半数と認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

本案の委員長報告は修正議決報告でございま

す。

昭和六十年六月六日

地方行政委員長 金丸 三郎

参議院議長 木村 瞳男殿

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政書士制度の運営の実情にかんがみ、行政書士業務の適正化に資するため、行政書士の登録事務を日本行政書士会連合会に移譲するとともに、登録の拒否、登録の取消し、資格審査会等行政書士の登録に関する制度を整備するほか、行政書士の受けける報酬及び行政書士の資質向上のための援助に関する規定を整備する等所要の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

### （号外）

#### 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 二、行政書士法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十年五月三十一日

參議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 瞳男殿

#### 三、行政書士法の一部を改正する法律

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「左の」を「次の」に改め、「者は」の下に

に該当しない者であると認めたときは行政書士名簿に登録し、当該申請者が行政書士となる資格を有せず、又は次の各号の一に該当する者であると認めたときは登録を拒否しなければならぬ。この場合において、登録を拒否しようとするとときは、第十八条の四に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならない。

一 心身の故障により行政書士の業務を行うことができない者

「第二条の規定にかかるらず」を加え、「ことができない」を「資格を有しない」に改め、同条第三号中「禁」と「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

#### 五 第六条の五第一項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から一年を経過しない者

第六条第一項中「者は」を「者が」に改め、「その事務所を設けようとする都道府県の区域内に設立された行政書士会において備える」を削り、「当該行政書士会」を「日本行政書士会連合会」に、「事項につき、登録」を「事項の登録」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「行政書士会」を「日本行政書士会連合会」に、「事項を「日本行政書士会連合会」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政書士名簿は、日本行政書士会連合会に備える。

第六条の二第一項中「当該行政書士会に」を「行政書士となる資格を有することを証する書類を添えて、日本行政書士会連合会に対し、その事務所を設けようとする都道府県の区域に設立されてい

る行政書士会を経由して、」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 日本行政書士会連合会は、前項の規定により登録を拒否したときはその旨を、同項の規定により登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならない。

3 日本行政書士会連合会は、前項の規定により登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならない。

4 日本行政書士会連合会は、第二項の規定により登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。

第六条の二に次の一項を加える。

3 第六条の二第二項後段及び第三項並びに第六条の三第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。

第七条第一項中「行政書士会は」を「日本行政書士会連合会は」に改め、同項第一号中「第五号まで」を「第四号まで又は第六号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同項に次の一号を加え

る。

四 前条第一項の規定による登録の取消しの処

会」に改め、同条第三項中「当該都道府県知事」を「自治大臣」に改め、同条第二項中「なんらの」を会の事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「何らの」に、当該申請を受けた行政書士会の事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「自治大

分を受けたとき。  
 第七条第二項中「行政書士会」を「日本行政書士会連合会」に、「行なわない」を「行わない」に、「抹消する」を「抹消する」に改め、同項後段を削り、  
 同条第三項を次のように改める。  
 3 第六条の二第二項後段及び第三項、第六条の三第一項及び第三項並びに前条第二項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。

第七条の二中「申請」の下に「登録の取消し」を加え、「行政書士会」を「日本行政書士会連合会」に改める。  
 第八条を次のように改める。  
 2 行政書士は、他の都道府県の区域内に事務所を移転したときは、その移転があつたときに、当然、従前の行政書士会を退会し、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

第十八条第二項中「行なう」を「行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行う」に改める。  
 第十八条の二第一号中「第六号、第八号及び第九号」を「第五号、第七号及び第八号」に改め、同一条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

2 行政書士の登録に関する規定

7 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
 4 会長は、日本行政書士会連合会の会長をもつて充てる。  
 3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

2 この法律の施行の際現に改正前の行政書士法(以下「旧法」という。)の規定により行政書士会にされている登録の申請は、改正後の行政書士法(以下「新法」という。)の規定により日本行政書士会連合会にされた登録の申請とみなす。  
 3 この法律の施行の際現に旧法第六条の五第一項の規定により行政書士会にされている登録の移転の申請は、新法第六条の四の規定により日本行政書士会連合会にされた変更の登録の申請とみなす。  
 4 この法律の施行の際現に旧法の規定により登録又は登録の移転の申請をしている者に係る手数料については、なお従前の例による。  
 5 旧法の規定による行政書士名簿の登録は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後は、新法の規定による行政書士名簿の登録とみなす。

6 旧法の規定により行政書士会が行つた登録に関する処分に不服がある者の審査請求(施行日前に旧法第六条の三第二項の規定により提起された審査請求を含む。)については、なお従前の例による。  
 7 新法第六条の五の規定は、施行日以後に新法第六条の二第一項の規定により日本行政書士会

在地の属する都道府県の区域に設立されている」に改め、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
 2 行政書士は、他の都道府県の区域内に事務所を移転したときは、その移転があつたときに、当然、従前の行政書士会を退会し、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

4 会長は、日本行政書士会連合会の会長をもつて充てる。  
 3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の行政書士法(以下「旧法」という。)の規定により行政書士会にされている登録の申請は、改正後の行政書士法(以下「新法」という。)の規定により日本行政書士会連合会にされた登録の申請とみなす。  
 3 この法律の施行の際現に旧法第六条の五第一項の規定により行政書士会にされている登録の移転の申請は、新法第六条の四の規定により日本行政書士会連合会にされた変更の登録の申請とみなす。  
 4 この法律の施行の際現に旧法の規定により登録又は登録の移転の申請をしている者に係る手数料については、なお従前の例による。  
 5 旧法の規定による行政書士名簿の登録は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後は、新法の規定による行政書士名簿の登録とみなす。

6 旧法の規定により行政書士会が行つた登録に関する処分に不服がある者の審査請求(施行日前に旧法第六条の三第二項の規定により提起された審査請求を含む。)については、なお従前の例による。

7 新法第六条の五の規定は、施行日以後に新法第六条の二第一項の規定により日本行政書士会

連合会にされる登録の申請に係る登録について適用する。

8 行政書士会は、施行日において、行政書士会に備えた行政書士名簿その他行政書士の登録に関する書類を日本行政書士会連合会に引き継がなければならない。

9 行政書士会及び日本行政書士会連合会は、施行日前に、あらかじめ、その会則を新法の規定に適合するよう変更するため必要な措置をとらなければならない。

10 施行日の前日において事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員であつた行政書士は、施行日において、

当然、当該行政書士会の会員となる。

11 施行日の前日において事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会以外の行政書士会の会員であつた行政書士は、施行日において、当然、從前の行政書士会を退会し、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

12 この法律の施行前に旧法の規定に違反した行為に係る新法第十四条及び第十七条の規定の適用については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書  
案  
地方行政委員長 金丸 三郎  
参議院議長 木村 穂男殿  
要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、住居表示の実施に伴い町名等を定めるときは従来の名称に準據することを基本とするとともに、住居表示の実施に伴い変更された由緒ある町名等の継承のための措置を講ずることにより、旧来の町名等ができる限り尊重されるよう所要の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議  
政府は、町名等の保存及び継承に関し、次の諸点について適切な措置を講すべきである。  
一 将来にわたつて、旧来の町名等ができる限り消失せしめないよう、市町村に対し適切な指導をすること。

住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。  
第五条後段を削り、同条に次の二項を加える。  
2 前項の規定により新たに町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準據して定めなければならぬ

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和六十年六月六日

一 既に消失した町名等の復活については、これが社会的、経済的に大きな影響を与えることにならぬ、その安定性を確保する必要があるが、市町村において総合的に勘案の上、旧町名等を復活させようとする場合には、地方自治法第二百六十条の規定によつて可能があるので、その旨の周知を図ること。

二 既に消失した町名等の復活については、これに伴い、かつ、簡明なものにしなければならない。  
第九条の二、市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。  
第十一条第三項中「第八条及び前条」を「及び第八条から前条まで」に改める。

右の本院提出案をここに送付する。  
昭和六十年五月三十一日

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 改正後の住居表示に関する法律(以下「新法」という。)第五条の規定は、この法律の施行の日以後に新法第五条の二第一項の規定により公示される案に係る町又は字の区域について適用し、同日前に改正前の住居表示に関する法律第五条の二第一項の規定により公示された案に係る町又は字の区域については、なお従前の例による。

参議院議長 木村 穂男殿  
衆議院議長 坂田 道太  
律  
住居表示に関する法律の一部を改正する法律

〔金丸三郎君登壇、拍手〕  
○金丸三郎君 ただいま議題となりました二法律案について御報告申し上げます。  
まず、行政書士法の一部を改正する法律案は、行政書士の登録事務を日本行政書士会連合会に移

讓すること、登録の拒否及び取り消し等の制度を整備し、資格審査会を設置すること、報酬規定の改正及び自治大臣の行う援助について規定すること等を主な内容とするものであります。

次に、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案は、住居表示の実施に伴い新たな町名等を定めるときは、従来の名称に準據することを基本とすること、住居表示の実施に伴い変更された由緒ある町名等の継承を図るため、必要な措置を講ずること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を一括して議題とし、衆議院地方行政委員長代理愛知和男君より趣旨説明を聴取した後、それぞれの法案について採決を行いましたところ、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、住居表示制度の改正案に対し、町名等の保存及び継承に関する附帯決議が行われました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(阿見根登君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(阿見根登君) 総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(阿見根登君) 日程第一 米州投資公

社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井裕久君。

審査報告書  
米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月六日

大蔵委員長 藤井 裕久

参議院議長 木村 慶男殿

衆議院議長 坂田 道太

要領書

1、委員会の決定の理由

本法律案は、米州投資公社への加盟に伴い、同公社に対する出資について所要の規定を設けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

1、費用

本法律施行に伴う米州投資公社出資として、昭和六十年度一般会計歳出予算に三億七千五百万円が計上されている。

「米州投資公社」を加える。

○藤井裕久君 ただいま議題となりました米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案について、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

まず、委員長の報告を求めます。〔藤井裕久君登壇、拍手〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年五月二十八日

参議院議長 木村 慶男殿

衆議院議長 坂田 道太

1、政府は、米州投資公社に対し、六百二十六万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨により出資することができます。

2、前項の規定により出資ができる金額のほか、政府は、米州投資公社に対し、予算で定める金額の範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができます。

委員会におきましては、米州投資公社の国際開発金融機関としての位置づけ、最大の出資国であるアメリカの同公社等国際開発金融機関への影響力、開発途上国の累積債務問題の解決策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

1、この法律は、米州投資公社を設立する協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2、大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二百四十四号中「米州開発銀行」の下に

○副議長(阿見根登君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。





の一部を次のように改正する。

**別表第一 第九号**内「又は第一公表年月日」を  
「若しくは第一公表年月日又は創作年月日」に改  
める。

○真鍋賀二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、コンピュータープログラムの法的保護の重要性と国際的な動向にかんがみ、プログラムが著作権法で保護される著作物であることを明らかにするとともに、その特性に応じた規定の整備を行うことにより、プログラムの著作物の公正な利用に留意しつつ、その著作者の権利の適切な保護を図ろうとするものであります。

ラムを著作権法の保護対象とした背景、理由とその是非、法人著作、複製・翻案権、保護期間、登録制度等プログラムの特質を配慮した規定の趣旨と中長期的な検討課題、私的録音・録画及び文献複写の実態と早急な対策、ニューメディア等の開発に対する速やかな対応などの諸問題につきまして熱心な質疑を行うとともに、参考人の意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと

なお、仲川委員より、著作権思想の一層の普及努力の必要性などについて、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社に決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○副議長(阿見根登志) これより採決をいたしま  
す。

○副議長(阿久根曾君)　過半数と認めます。

卷之三

出席者は左のとおり。

議員	中野 鉄造君	服部 信吾君	副議長 阿貝根 登君
刈田 貞子君	拔山 映子君		
大川 清美君	桑名 義治君		
馬場 富君	鶴岡 洋君		

## 官報(号外)

51

山内 一郎君	土屋 義彦君	自治大臣	古屋 亭君	出口 廣光君	田中 正巳君
西村 尚治君	初村滝一郎君	本岡 昭次君	佐藤 昭夫君	高木健太郎君	伏見 康治君
松垣徳太郎君	長田 裕二君	(國土)務大臣 國務大臣 官(經濟企画)長官	鈴木 和美君	佐藤 昭夫君	市川 正一君
世耕 政隆君	増田 盛君	金子 一平君	河本嘉久盛君	通信委員	商工委員
森山 眞弓君	村上 正邦君	山田 讲君	佐藤 昭夫君	辯任	辯任
野末 陳平君	柳川 覚治君	安武 洋子君	内藤 功君	市川 正一君	補欠
宮島 淑君	水谷 力君	高杉 増忠君	村沢 牧君	佐藤 昭夫君	伏見 康治君
添田増太郎君	田 英夫君	星 長治君	大木 正吾君	高木健太郎君	市川 正一君
出口 廣光君	林 健太郎君	橋本 敦君	青木 薫次君	佐藤 昭夫君	田中 正一君
藤野 賢二君	岩上 二郎君	対馬 孝且君	赤桐 操君	通信委員	商工委員
松岡満寿男君	森田 重郎君	福間 知之君	和田 駿君	辯任	辯任
前田 勲男君	井上 裕君	立木 洋君	赤桐 操君	市川 正一君	市川 正一君
谷川 寛三君	竹田 四郎君	和田 駿君	和田 駿君	高木健太郎君	高木健太郎君
田代由紀男君	小野 明君	松本 英一君	赤桐 操君	佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君
梶山 篤君	大森 昭君	神谷信之助君	去る五月三十一日議長において、次のとおり常任	通信委員	通信委員
藤井 裕久君	矢田部 理君	安永 英雄君	委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	商工委員	商工委員
堀江 正夫君	小柳 勇君	松本 英一君	地方行政委員	辯任	辯任
志苦 裕君	上田耕一郎君	市川 正二君	大藏委員	辯任	辯任
中西 一郎君	原 文兵衛君	田中 正巳君	法務委員	辯任	辯任
志村 愛子君	梶木 又三君	出口 廣光君	辯任	辯任	辯任
寺田 熊雄君	中曾根康弘君	増岡 康治君	補欠	辯任	辯任
鳴崎 均君	浜本 万三君	柳川 覚治君	辯任	辯任	辯任
安田 隆明君	安倍晋太郎君	石本 茂君	辯任	辯任	辯任
上田 稔君	竹下 登君	倉田 寛之君	決算委員	辯任	辯任
小山 一平君	厚生大臣	増岡 康治君	議院運営委員	辯任	辯任
稻村 稔夫君	文部大臣	福田 宏一君	辯任	辯任	辯任
吉川 春子君	通商産業大臣	倉田 寛之君	下村 泰君	辯任	辯任
下田 京子君	郵政大臣	松永 光君	喜屋武真榮君	辯任	辯任
	労働大臣	増岡 博之君	中山 太郎君	辯任	辯任
	松岡満寿男君	伏見 康治君	松岡満寿男君	辯任	辯任
	辯任	補欠	同日衆議院から次の議案が提出された。 (衆第二八号)	辯任	辯任
	社会労働委員	高木健太郎君	同日衆議院から次の議案が提出された。 (衆第二七号)	辯任	辯任
	辯任	補欠	行政書士法の一部を改正する法律案(衆第二七号)	辯任	辯任
	辯任	補欠	住居表示に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二八号)	辯任	辯任
	辯任	補欠	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	辯任	辯任



通信委員	辞任	補欠	河本嘉久蔵君	中山 太郎君	吉村 真事君	議院運営委員
岩動 道行君	川原新次郎君		園田 清充君	水谷 力君	園田 清充君	辞任 補欠
同日議員から次の質問主意書が提出された。 北海道米作をはじめ、当面する米作問題に関する質問主意書(小笠原貞子君提出)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。		矢野俊比古君	安孫子藤吉君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。	旨の通知書を受領した。
飼料価格と飼料の安定供給に関する質問主意書(小笠原貞子君提出)	去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		松田 泰君(退職) 昭和〇・六・三	長沢 哲夫君	資源エネルギー庁長官官房会計課長	官職名 氏名 官職名 年月日
法務委員	辞任	補欠	園田 清充君	小西 博行君	昭和〇・六・三	異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日
外務委員	辞任	補欠	河本嘉久蔵君	藤井 恒男君	資源エネルギー庁長官官房審議官	経済企画庁長官官房会計課長
社会労働委員	辞任	補欠	園田 清充君	中西 博行君	正邦君	経済企画庁長官官房会計課長
農林水産委員	辞任	補欠	河本嘉久蔵君	中西 珠子君	竹山 裕君	農林水産委員
通商委員	辞任	補欠	園田 清充君	塙出 啓典君	裕君	商工委員
農林水産委員	辞任	補欠	河本嘉久蔵君	塙出 啓典君	裕君	農林水産委員
通信委員	辞任	補欠	園田 清充君	中西 珠子君	裕君	商工委員
片山 基市君	和田 静夫君	塙出 啓典君	佐藤栄佐久君	塙出 啓典君	裕君	農林水産委員
片山 基市君	和田 静夫君	塙出 啓典君	吉村 真事君	塙出 啓典君	裕君	商工委員
外務委員	辞任	補欠	園田 清充君	中西 珠子君	裕君	運輸委員
同日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁長官官房会計課長瀬要石君外一名(同日議長承認)を任命した。	百二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。		塙出 啓典君	塙出 啓典君	裕君	船員法の一部を改正する法律案(閣法第六号)
法務委員	辞任	補欠	園田 清充君	中西 珠子君	裕君	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
外務委員	辞任	補欠	河本嘉久蔵君	塙出 啓典君	裕君	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
(国会法第四十二号によるもの) 規定期によるもの	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。		塙出 啓典君	中西 珠子君	裕君	第一二号)
(国会法第四十一号によるもの) 規定期によるもの	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。		塙出 啓典君	中西 珠子君	裕君	第一二号)
(国会法第四十一号によるもの) 規定期によるもの	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。		塙出 啓典君	中西 珠子君	裕君	第一二号)
志村 哲良君	安孫子藤吉君	矢野俊比古君	半島振興法案(衆第二六号)審査報告書	米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件(閣法第六号)審査報告書	国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二七号)審査報告書	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)審査報告書
佐藤栄佐久君	矢野俊比古君					

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報 告書

埋立計画に関する漁業補償契約ならびに総会決議

同日内閣から、参議院議員久保百君提出公有水面  
に於ける質問については、検討する必要があり、  
これに日時を要するため、六月十五日までに答弁  
する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定によ  
る通知書を受領した。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した  
旨の通知書を受領した。

船員法の一部を改正する法律

一昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞  
任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 補欠

水谷 力君 鳩崎 均君

吉村 真事君 中山 太郎君

八百板 正君 細谷 照美君

大蔵委員

辞任

水谷 力君 鳩崎 均君  
吉村 真事君 中山 太郎君  
八百板 正君 細谷 照美君

文教委員

辞任 補欠

水谷 照美君

高桑 栄松君 伏見 康治君

小西 博行君

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を  
許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

竹山 裕君 村上 正邦君

片山 基市君 小西 博行君

和田 静夫君 藤井 恒男君

目黒今朝次郎君 佐藤栄佐久君

吉川 博君 倉田 寛之君

中西 一郎君 八百板 正君

鶴谷 照美君 小西 博行君

関 嘉彦君 倉田 寛之君

佐藤栄佐久君 高桑 栄松君

吉村 真事君 片山 基市君

中山 太郎君 目黒今朝次郎君

和田 静夫君 佐藤栄佐久君

鶴谷 照美君 佐藤栄佐久君

片山 基市君 吉村 真事君

和田 静夫君 中山 太郎君

佐藤栄佐久君 佐藤栄佐久君

吉村 真事君 中山 太郎君

和田 静夫君 佐藤栄佐久君

鶴谷 照美君 佐藤栄佐久君

片山 基市君 吉村 真事君

和田 静夫君 中山 太郎君

佐藤栄佐久君 佐藤栄佐久君

吉村 真事君 中山 太郎君

和田 静夫君 佐藤栄佐久君

鶴谷 照美君 佐藤栄佐久君

片山 基市君 吉村 真事君

和田 静夫君 中山 太郎君

佐藤栄佐久君 佐藤栄佐久君

吉村 真事君 中山 太郎君

和田 静夫君 佐藤栄佐久君

エネルギー対策特別委員

辞任

補欠

水谷 力君

吉川 博君

中西 一郎君

八百板 正君

鶴谷 照美君

関 嘉彦君

佐藤栄佐久君

吉村 真事君

和田 静夫君

鶴谷 照美君

片山 基市君

外務委員

辞任

補欠

水谷 力君

吉川 博君

中西 一郎君

八百板 正君

鶴谷 照美君

関 嘉彦君

佐藤栄佐久君

吉村 真事君

和田 静夫君

鶴谷 照美君

片山 基市君

行政書士法の一部を改正する法律案(衆第一七  
号)

同日議長は、次の衆議院提出案を地方行政委員会  
に付託した。

(衆第二八号)

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案  
(衆第一七号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された  
次回の議案を内閣委員会に付託した。

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、  
合理化等に関する法律案(閣法第五七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

北海道米作をはじめ、当面する米作問題に関する  
る質問主意書(小笠原貞子君提出)

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任  
を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

野田 哲君 和田 静夫君

上田 稔君 藤田 栄君

佐藤栄佐久君 安孫子藤吉君

矢野俊比古君

辻任 補欠

鶴谷 照美君

片山 基市君

和田 静夫君

鶴谷 照美君

片山 基市君

和田 静夫君

鶴谷 照美君

片山 基市君

規定期間によるもの

(国会法第四十二条第三項の規定によるもの)

運輸委員 予算委員 議院運営委員 商工委員会 理事	辞任 辞任 辞任 市川 正一君 市川正一君の補欠	補欠 補欠 補欠 力君 十朗君	補欠 補欠 補欠 秦 豊君 青木 茂君	藤田 栄君 上田 稔君	上田 稔君 穂君	辯任 辯任 辯任 辯任 辯任
---------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------	---------------------------------	----------------	-------------	----------------------------

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

内閣委員会に付託した。

地方公共団体の事務に係る國の関与等の整理、

合理化等に関する法律案(閣法第五七号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

行政書士法の一部を改正する法律案(衆第二七

号)審査報告書

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二八号)審査報告書

米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案(閣法第七五号)審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第七四

号)審査報告書

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第

第五九号)審査報告書

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第

六〇号)審査報告書

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第

六一〇号)審査報告書

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ

て議長は即日これを地方行政委員会に付託した。  
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六九号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の

昭和六年六月七日 参議院会議録第二十号

七〇七

明治二十九年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所  
東京都渋谷区虎ノ門二丁目二番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 五二一四二一 (大丸)  
元 105  
二定価 一円  
二二一〇円部